

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例【総務市民局人事部人事課】	10
○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例【総務市民局人事部人事課】	11
○ 北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【総務市民局人事部給与課】	16
○ 北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例【総務市民局人事部給与課】	55
○ 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例【総務市民局人事部給与課】	58
○ 北九州市市民センター条例の一部を改正する条例【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】	60
○ 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政・変革局財務部財政課】	61
○ 北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局地域共生社会推進部保護課】	70
○ 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】	71
○ 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【都市戦略局都市再生推進部都市再生企画課】	72
○ 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例【上下水道局総務経営部経営企画課】	73
○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【教育委員会事務局教職員部教職員課】	74
○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局教職員部教職員課】	97
○ 北九州市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例【市議会事務局総務課】	100

- 北九州市子ども基本条例【市議会事務局政策調査課】 1 0 1

◇ 規 則

- 北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【総務市民局人事部給与課】 1 1 0
- 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部給与課】 1 1 1
- 北九州市上下水道事業審議会規則【上下水道局総務経営部経営企画課】 1 1 2
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 1 1 4

◇ 告 示

- 指定管理者の指定【都市ブランド創造局総務文化部文化企画課】 1 1 5
- 指定管理者の指定【環境局総務政策部環境学習課】 1 1 6
- 指定管理者の指定（2件）【都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課】 1 1 7

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】 1 2 2

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程及び北九州市上下水道局職員就業規則等の一部を改正する規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 1 2 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局水道部浄水課】 1 3 3

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程及び北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 1 3 7

◇ 公営競技局

- 北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程及び北九州市公営競技局職員就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】 154

◇ 教育委員会

- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 165

◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録基準日【行政委員会事務局選挙課】 166

◇ 人事委員会

- 初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 167
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 183
- 教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 185

本号で公布された条例等のあらまし

◇公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

職員の派遣先となる団体等について、北九州市内に事務所等を有するものとする要件を削除することにした。

この条例は、令和6年12月20日から施行することにした。

◇刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

刑法の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されるため、関係規定を改めることにした。

この条例は、令和7年6月1日から施行することにした。

◇北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 職員の給与を平均2.70パーセント引き上げることにしました。
- 2 初任給調整手当の支給限度額を31万円とすることにしました。
- 3 給与制度の改正を次のとおり行うことにしました。
 - (1) 扶養手当について次のとおり改定することにしました。
 - ア 配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を1万3,000円とすることにしました。
 - イ アについて所要の経過措置を設けることにしました。
 - (2) 地域手当について次のとおり改定することにしました。
 - ア 支給割合を100分の4とすることにしました。
 - イ 当分の間、支給割合を100分の3とすることにしました。
 - (3) 採用に伴い住居を移転した一定の職員に単身赴任手当を支給することにしました。
 - (4) 週休日等以外の日の午後10時以降の勤務に係る管理職員特別勤務手当を支給することにしました。
 - (5) 定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当を支給することにしました。
 - (6) 特定任期付職員について特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給することにしました。

この条例のうち、1及び2については令和6年4月1日から適用し、3については令和7年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

1 雇用保険の就業促進手当の変更等に係る国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、失業者の退職手当について、次のとおり国の職員に準じた措置を講ずることにしました。

(1) 就業促進手当に相当する退職手当の支給対象を安定した職業に就いた者とすることにしました。

(2) 雇用機会が不足していると認められる地域内に居住する等の一定の要件に該当する場合に給付日数を延長する特例について、令和9年3月31日以前に退職した職員まで適用することができることにしました。

2 給料の月額減額改定以外の理由により給料の月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例について、定年引上げに伴う所要の改正を行うことにしました。

この条例は、1については令和7年4月1日から、2については令和7年1月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員が、災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務に従事したときは、災害応急対策等業務手当として、業務に従事した1日につき1,080円を支給することにしました。

この条例は、令和6年1月1日から適用することにしました。

◇北九州市市民センター条例の一部を改正する条例

1 市民センターについて、営利目的での使用も認めることにしました。

2 営利のための使用に係る各室使用料の額は、規定使用料の額の50割に相当する額とすることにしました。

この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を設定する等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設及び更生施設は、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないことにしました。

この条例は、令和6年12月20日から施行することにしました。

◇北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、施設の設置者が受ける入所中の児童に係る給付金の管理に関する基準の対象施設に母子生活支援施設を追加しました。

この条例は令和6年12月20日から施行することにしました。

◇北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市門司麦酒煉瓦館を廃止することにしました。

この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

◇付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり市長の付属機関を設置することにしました。

付属機関の名称	担任する事項
北九州市上下水道事業 審議会	市長の諮問に応じ、水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営に関する事項について調査審議すること。

この条例は、令和6年12月20日から施行することにしました。

◇北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 教職員の給与を平均2.70パーセント引き上げることにしました。
- 2 給与制度の改正を次のとおり行うことにしました。
 - (1) 扶養手当について次のとおり改定することにしました。
 - ア 配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を13,000円とすることにしました。
 - イ アについて所要の経過措置を設けることにしました。
 - (2) 地域手当について次のとおり改正することにしました。
 - ア 支給割合を100分の4とすることにしました。
 - イ 当分の間、支給割合を100分の3とすることにしました。
 - (3) 採用に伴い住居を移転した教職員に単身赴任手当を支給することにしました。
 - (4) 週休日等以外の日の午後10時以降の勤務に管理職員特別勤務手当を支給することにしました。
 - (5) 定年前再任用短時間勤務教職員等に住居手当を支給することにしました。
 - (6) 教職員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務に従事したときに手当を支給することにしました。

この条例のうち、1については令和6年4月1日から適用し、2（1）から（5）については令和7年4月1日から施行し、2（6）は令和6年1月1日から適用することにしました。

◇北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

給料の月額減額改定以外の理由により給料の月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例について、定年引上げに伴う所要の改正を行うことにしました。

この条例は、令和7年1月1日から施行することにしました。

◇北九州市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

刑法の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されるため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和7年6月1日から施行することにしました。

◇北九州市子ども基本条例

全ての子どもが心豊かな生活を送ることができるまちの実現を図るため、市、保護者、施設関係者、事業者及び市民等の責務並びに子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもの権利の保障等を定め、市民福祉の向上に寄与するため、この条例を制定することにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 子どもの権利を保障するため必要な、市、保護者、施設関係者、事業者及び市民等の責務を明らかにしました。
- 2 子どもの権利の中でも特に大切に保障されるべきと考える権利を明らかにしました。
- 3 子どもの権利を保障するための努力義務等について決めました。
- 4 子どもの健康及び成長発達のための取組について決めました。

この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、災害応急対策等業務手当の支給について、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和6年1月1日から適用することにしました。

◇北九州市上下水道事業審議会規則

北九州市上下水道事業審議会の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、令和6年12月20日から施行することにしました。

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第40号

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部を改
正する条例

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例（平成13年北九州市
条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号及び第5号中「、市内に事務所を有するもので」を削る
。

第10条第2号中「市内に営業所を有する」を「本市が資本金その他これに
準ずるものを出資している」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第41号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(北九州市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市職員の分限に関する条例(昭和38年北九州市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号)第24条の2第3号及び第4号並びに第24条の3第1項第1号及び第5項第1号

(2) 北九州市職員退職手当支給条例(昭和38年北九州市条例第25号)第12条第1項第1号及び第5項第2号、第13条の見出し及び同条第1項第1号、第14条第1項第1号並びに第16条第4項

(3) 北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例(昭和40年北九州市条例第47号)第5条第1号

(4) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)第33条第3号及び第4号並びに第34条第1項第1号及び第5項第1号

(北九州市屋外広告物条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 北九州市屋外広告物条例(昭和38年北九州市条例第68号)第34条の2各号列記以外の部分

(2) 北九州市情報公開条例(平成13年北九州市条例第42号)第42条

(3) 北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年北九州市条例第49号)第7条第7号

(4) 北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年北九州市条例第50号)第8条第7号

(5) 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関

する条例（平成24年北九州市条例第51号）第11条第7号

(6) 北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第52号）第16条第7号

(7) 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年北九州市条例第53号）第9条第7号

(8) 北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年北九州市条例第54号）第9条第7号

(9) 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第64号）第22条第5号

(10) 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第50号）第5条第5号

(11) 北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第52号）第9条第5号

(12) 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第53号）第22条第5号

(13) 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第54号）第4条第5号

(14) 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例（平成26年北九州市条例第63号）第4条第5号

(15) 北九州市行政不服審査会条例（平成27年北九州市条例第47号）第10条

(16) 北九州市宿泊税条例（令和元年北九州市条例第35号）第20条第1項各号列記以外の部分

(17) 北九州市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和2年北九州市条例第9号）第8条第5号

(18) 北九州市個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年北九州市条例第2号）第28条及び付則第8項から第11項まで

（北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部改正）

第4条 北九州市消防団員退職報償金支給条例（昭和39年北九州市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（北九州市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第5条 北九州市心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年北九州市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「懲役又は禁錮^ニの刑」を「拘禁刑」に改める。

（北九州市公害防止条例の一部改正）

第6条 北九州市公害防止条例（昭和46年北九州市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第27条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第28条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「懲役または」を「拘禁刑又は」に改め、同条第2項中「禁錮^ニまたは」を「拘禁刑又は」に改める。

（市長等の退職手当に関する条例の一部改正）

第7条 市長等の退職手当に関する条例（昭和55年北九州市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条中「禁錮^ニ」を「拘禁刑」に改める。

（北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第8条 北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年北九州市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第17条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（北九州市中央卸売市場条例の一部改正）

第9条 北九州市中央卸売市場条例（令和2年北九州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第5号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第10条第3項第6号イ、第21条第3項第3号及び第33条第3号中「禁錮^ニ」を「拘禁刑」に改める。

（北九州市公設地方卸売市場条例の一部改正）

第10条 北九州市公設地方卸売市場条例（令和2年北九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条第5号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第10条第3項第6号イ及び第21条第3項第3号中「禁錮^ニ」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(北九州市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例第24条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(北九州市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の北九州市職員退職手当支給条例第12条第1項及び第5項、第13条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第16条第4項並びに北九州市職員退職手当支給条例第16条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められてい

る罪につき起訴をされた者とみなす。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第34条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する

。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第42号

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第8条の4第3項中「、前項」を「及び前項」に改め、「及び第25条の2の2の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削る。

第11条の2第1項中「30万9,200円」を「31万円」に改める。

第12条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号」を「次項第2号から第5号」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に、「前項第2号」を「前項第1号」に、「1万円」を「1万3,000円」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分及び第1号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項本文及び第3項第3号から第6号までの規定中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改める。

第14条第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第14条の2第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第15条の2第1項本文中「又は在勤する公署の移転」を「、在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員(人事委員会規則で定める職員を除く。))となったこと」に、「又は公署の移転」を「等」に改める。

第21条の2第2項中「まで」の次に「又は午後10時から午後12時まで」を加える。

第23条第3項中「、第11条の2」を「及び第11条の2」に改め、「及び第14条の2」を削る。

第 25 条の 2 の 2 を削る。

第 25 条の 5 中「、第 25 条」を削る。

付則に次の 1 項を加える。

（地域手当に関する特例措置）

69 当分の間、第 14 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 4」とあるのは、「100 分の 3」とする。

別表第 1 から別表第 6 までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	189,800	255,700	281,100	288,300	328,500	359,300	419,600
	2	190,900	257,300	282,800	290,400	330,300	361,600	422,400
	3	192,000	258,700	284,700	292,300	332,000	364,000	425,100
	4	193,700	260,400	286,600	294,600	334,100	366,600	427,800
	5	195,400	262,100	288,300	296,400	335,600	368,800	430,600
	6	197,200	263,500	290,400	298,700	337,900	371,300	433,800
	7	199,000	265,100	292,300	300,800	339,800	373,700	437,000
	8	200,600	266,800	294,600	302,900	341,800	376,400	440,100
	9	202,000	268,500	296,200	304,700	343,400	378,700	443,300
	10	204,000	270,000	298,500	306,500	345,500	381,000	446,600
	11	205,900	271,300	300,600	308,300	347,400	383,000	449,900
	12	207,700	272,500	302,700	309,900	349,600	384,900	453,200
	13	209,600	273,100	304,200	311,700	351,400	386,700	456,500
	14	211,400	274,400	306,000	314,000	353,000	389,200	459,800
	15	213,200	275,800	307,900	316,200	354,700	391,700	462,900
	16	215,200	277,300	309,500	317,900	356,400	394,600	466,200
	17	217,000	278,700	310,900	320,000	358,000	397,300	469,400
	18	218,900	280,100	313,200	321,900	360,000	400,000	472,800
	19	220,800	281,700	315,300	323,900	362,100	402,800	476,100
	20	222,000	283,300	317,000	326,100	364,300	405,600	479,400
	21	223,100	284,900	319,000	327,900	366,100	408,100	482,800
	22	224,400	286,700	321,000	329,700	368,200	410,700	486,200
	23	225,500	288,400	322,600	331,400	370,300	413,300	489,700
	24	227,000	290,300	324,700	333,500	372,300	416,000	493,100
	25	228,500	291,500	326,200	334,800	374,300	418,300	496,200
	26	230,100	293,500	327,800	337,000	376,300	420,800	499,600
	27	231,600	295,200	329,300	338,800	377,900	423,300	503,000
	28	233,100	297,100	331,000	340,700	379,600	425,900	506,500
	29	234,500	298,400	332,300	342,300	380,800	428,400	509,700
	30	236,000	299,800	334,100	344,300	383,200	430,900	513,200
	31	237,300	301,400	335,600	346,100	385,200	433,400	516,600
	32	238,900	302,700	337,300	348,300	387,600	435,800	520,200
	33	240,500	304,300	338,800	349,900	389,700	438,200	523,400
	34	242,100	305,900	340,400	351,300	392,000	440,700	526,700
	35	243,600	307,600	341,800	353,000	394,100	443,200	530,000
	36	245,400	309,000	343,800	354,600	396,400	445,700	533,400
	37	246,800	311,000	345,200	356,000	398,300	448,100	536,500
	38	248,600	312,300	346,500	358,100	400,500	450,600	538,600
	39	250,100	313,800	348,000	360,000	402,700	452,800	540,700
	40	251,800	315,800	349,200	362,000	405,100	455,200	542,800
	41	253,000	317,400	350,200	363,700	407,300	457,700	544,800
	42	254,500	318,900	351,800	365,600	409,300	459,900	545,700

	43	255,900	320,300	353,300	367,500	411,400	462,100	546,600
	44	257,200	322,000	354,800	369,500	413,400	464,300	547,500
	45	258,300	323,400	356,100	370,900	415,400	466,400	548,400
	46	259,900	325,000	357,400	373,000	417,400	468,200	549,100
	47	261,200	326,700	358,800	374,400	419,400	470,100	549,700
	48	262,800	328,200	360,300	376,000	421,500	472,000	550,400
	49	263,900	329,900	361,500	377,300	423,400	473,500	551,400
	50	265,100	331,300	362,600	379,200	425,100	475,200	552,200
	51	266,000	332,500	363,800	380,800	426,900	476,900	553,100
	52	266,700	334,200	364,700	382,600	428,700	478,700	553,900
	53	267,000	335,500	365,500	384,400	430,200	480,400	554,300
	54	267,500	336,600	366,900	386,200	431,800	482,200	554,600
	55	268,100	337,900	368,100	387,900	433,300	483,800	555,500
	56	269,100	339,100	369,500	389,700	435,000	485,500	556,600
	57	269,800	340,200	371,000	391,000	436,500	487,200	557,400
	58	270,800	341,300	372,200	392,500	438,000	488,900	
	59	272,000	342,300	373,300	394,000	439,300	490,600	
	60	273,300	343,300	374,600	395,500	440,800	492,400	
	61	274,200	344,200	375,400	396,900	442,300	494,000	
	62	274,800	345,200	376,500	398,100	443,300	495,400	
	63	275,300	346,000	377,700	399,300	444,400	496,600	
	64	276,600	347,000	378,900	400,600	445,400	497,700	
定年	65	277,500	347,600	379,900	401,700	446,200	498,400	
前再	66	278,700	348,300	380,800	402,700	447,200	498,800	
任用	67	279,900	349,100	381,700	403,800	448,200	499,200	
短時	68	281,300	349,700	382,700	404,800	449,200	499,500	
間勤	69	282,200	350,300	383,500	405,700	450,000	499,800	
務職	70	283,000	351,400	384,400	406,600	451,000	499,900	
員以	71	283,600	352,200	385,200	407,500	451,900	500,200	
外の	72	284,700	353,200	386,100	408,400	452,900	500,500	
職員	73	285,600	354,500	386,900	409,100	453,800	500,900	
	74	286,400	355,600	387,700	410,000	454,700	501,100	
	75	287,400	356,700	388,600	410,700	455,700	501,400	
	76	288,000	357,900	389,500	411,600	456,700	501,500	
	77	288,700	358,700	390,200	412,300	457,200	501,800	
	78	289,500	359,600	391,000	413,200	458,100	502,000	
	79	290,400	360,500	391,600	414,000	458,800	502,900	
	80	291,200	361,300	392,400	414,900	459,400	503,800	
	81	291,700	362,100	392,700	415,600	459,600	504,700	
	82	292,200	363,000	393,400	416,400	459,900		
	83	292,700	363,900	394,100	417,300	460,300		
	84	293,400	364,800	394,900	418,200	460,600		
	85	294,000	365,600	395,500	418,800	460,800		
	86	294,500	366,300	396,100	419,700	461,000		
	87	295,100	366,900	396,700	420,600	461,200		
	88	296,000	367,700	397,400	421,500	461,500		
	89	296,700	368,600	398,000	422,000	461,900		
	90	297,000	369,400	398,700	422,800	462,200		
	91	297,200	370,200	399,400	423,500	462,600		
	92	297,400	371,000	400,100	424,400	462,800		
	93	297,500	371,600	400,600	425,000	462,900		

	94	297,800	372,300	401,200	425,800	463,200		
	95	298,100	372,900	401,700	426,700	464,000		
	96	298,300	373,700	402,400	427,600	464,900		
	97	298,600	374,100	402,700	428,200	465,800		
	98	298,800	374,800	403,400	429,000	466,600		
	99	299,200	375,400	404,100	429,600	467,500		
	100	299,500	376,100	404,800	429,900	468,400		
	101	299,700	376,800	405,400	430,000	469,200		
	102	300,000	377,500	406,000	430,300			
	103	300,600	378,200	406,400	430,500			
	104	301,100	378,900	406,600	430,600			
	105	301,300	379,400	406,700	430,900			
	106		380,100	406,800	431,000			
	107		380,800	406,900	431,100			
	108		381,500	407,000	431,300			
	109		382,000	407,100	431,600			
	110		382,700	407,200	431,800			
	111		383,300	407,300	432,000			
	112		384,000	407,400	432,100			
	113		384,400	407,500	432,200			
	114		385,100	407,600	432,400			
	115		385,700	407,700	433,000			
	116		386,400	407,800	433,800			
	117		386,900	407,900	434,600			
	118		387,500	408,000				
	119		388,200	408,100				
	120		388,900	408,200				
	121		389,400	408,300				
	122		390,000	408,400				
	123		390,700	408,500				
	124		391,400	408,600				
	125		391,900	408,700				
	126		392,400					
	127		392,900					
	128		393,600					
	129		394,000					
	130		394,400					
	131		394,800					
	132		395,100					
	133		395,400					
	134		395,600					
	135		395,800					
	136		395,900					
	137		396,000					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月 額						
		円	円	円	円	円	円	円
		246,200	264,100	292,000	318,000	361,600	421,700	491,300

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第2 (第5条関係)

消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	202,000	255,700	262,100	288,300	328,500	359,300	419,600
	2	204,000	257,300	263,500	290,400	330,300	361,600	422,400
	3	205,900	258,700	265,100	292,300	332,000	364,000	425,100
	4	207,700	260,400	266,800	294,600	334,100	366,600	427,800
	5	209,600	262,100	268,500	296,400	335,600	368,800	430,600
	6	211,400	263,500	270,300	298,700	337,900	371,300	433,800
	7	213,200	265,100	271,900	300,800	339,800	373,700	437,000
	8	215,200	266,800	273,500	302,900	341,800	376,400	440,100
	9	217,000	268,500	274,300	304,700	343,400	378,700	443,300
	10	218,900	270,000	276,000	306,500	345,500	381,000	446,600
	11	220,800	271,300	277,700	308,300	347,400	383,000	449,900
	12	222,000	272,500	279,500	309,900	349,600	384,900	453,200
	13	223,100	273,100	281,100	311,700	351,400	386,700	456,500
	14	224,400	274,400	282,800	314,000	353,000	389,200	459,800
	15	225,500	275,800	284,700	316,200	354,700	391,700	462,900
	16	227,000	277,300	286,600	317,900	356,400	394,600	466,200
	17	228,500	278,700	288,300	320,000	358,000	397,300	469,400
	18	230,100	280,100	290,400	321,900	360,000	400,000	472,800
	19	231,600	281,700	292,300	323,900	362,100	402,800	476,100
	20	233,100	283,300	294,600	326,100	364,300	405,600	479,400
	21	234,500	284,900	296,200	327,900	366,100	408,100	482,800
	22	236,000	286,700	298,500	329,700	368,200	410,700	486,200
	23	237,300	288,400	300,600	331,400	370,300	413,300	489,700
	24	238,900	290,300	302,700	333,500	372,300	416,000	493,100
	25	240,500	291,500	304,200	334,800	374,300	418,300	496,200
	26	242,100	293,500	306,000	337,000	376,300	420,800	499,600
	27	243,600	295,200	307,900	338,800	377,900	423,300	503,000
	28	245,400	297,100	309,500	340,700	379,600	425,900	506,500
	29	246,800	298,400	310,900	342,300	380,800	428,400	509,700
	30	248,600	299,800	313,200	344,300	383,200	430,900	513,200
	31	250,100	301,400	315,300	346,100	385,200	433,400	516,600
	32	251,800	302,700	317,000	348,300	387,600	435,800	520,200
	33	253,000	304,300	319,000	349,900	389,700	438,200	523,400
	34	254,500	305,900	321,000	351,300	392,000	440,700	526,700
	35	255,900	307,600	322,600	353,000	394,100	443,200	530,000
	36	257,200	309,000	324,700	354,600	396,400	445,700	533,400
	37	258,300	311,000	326,200	356,000	398,300	448,100	536,500
	38	259,900	312,300	327,800	358,100	400,500	450,600	538,600
	39	261,200	313,800	329,300	360,000	402,700	452,800	540,700
	40	262,800	315,800	331,000	362,000	405,100	455,200	542,800
	41	263,900	317,400	332,300	363,700	407,300	457,700	544,800
	42	265,100	318,900	334,100	365,600	409,300	459,900	545,700
	43	266,000	320,300	335,600	367,500	411,400	462,100	546,600
	44	266,700	322,000	337,300	369,500	413,400	464,300	547,500

	45	267,000	323,400	338,800	370,900	415,400	466,400	548,400
	46	267,500	325,000	340,400	373,000	417,400	468,200	549,100
	47	268,100	326,700	341,800	374,400	419,400	470,100	549,700
	48	269,100	328,200	343,800	376,000	421,500	472,000	550,400
	49	269,800	329,900	345,200	377,300	423,400	473,500	551,400
	50	270,800	331,300	346,500	379,200	425,100	475,200	552,200
	51	272,000	332,500	348,000	380,800	426,900	476,900	553,100
	52	273,300	334,200	349,200	382,600	428,700	478,700	553,900
	53	274,200	335,500	350,200	384,400	430,200	480,400	554,300
	54	274,800	336,600	351,800	386,200	431,800	482,200	554,600
	55	275,300	337,900	353,300	387,900	433,300	483,800	555,500
	56	276,600	339,100	354,800	389,700	435,000	485,500	556,600
	57	277,500	340,200	356,100	391,000	436,500	487,200	557,400
	58	278,700	341,300	357,400	392,500	438,000	488,900	
	59	279,900	342,300	358,800	394,000	439,300	490,600	
	60	281,300	343,300	360,300	395,500	440,800	492,400	
	61	282,200	344,200	361,500	396,900	442,300	494,000	
	62	283,000	345,200	362,600	398,100	443,300	495,400	
	63	283,600	346,000	363,800	399,300	444,400	496,600	
	64	284,700	347,000	364,700	400,600	445,400	497,700	
定年	65	285,600	347,600	365,500	401,700	446,200	498,400	
前再	66	286,400	348,300	366,900	402,700	447,200	498,800	
任用	67	287,400	349,100	368,100	403,800	448,200	499,200	
短時	68	288,000	349,700	369,500	404,800	449,200	499,500	
間勤	69	288,700	350,300	371,000	405,700	450,000	499,800	
務職	70	289,500	351,400	372,200	406,600	451,000	499,900	
員以	71	290,400	352,200	373,300	407,500	451,900	500,200	
外の	72	291,200	353,200	374,600	408,400	452,900	500,500	
職員	73	291,700	354,500	375,400	409,100	453,800	500,900	
	74	292,200	355,600	376,500	410,000	454,700	501,100	
	75	292,700	356,700	377,700	410,700	455,700	501,400	
	76	293,400	357,900	378,900	411,600	456,700	501,500	
	77	294,000	358,700	379,900	412,300	457,200	501,800	
	78	294,500	359,600	380,800	413,200	458,100	502,000	
	79	295,100	360,500	381,700	414,000	458,800	502,900	
	80	296,000	361,300	382,700	414,900	459,400	503,800	
	81	296,700	362,100	383,500	415,600	459,600	504,700	
	82	297,500	363,000	384,400	416,400	459,900		
	83	298,200	363,900	385,200	417,300	460,300		
	84	298,800	364,800	386,100	418,200	460,600		
	85	299,500	365,600	386,900	418,800	460,800		
	86	300,100	366,300	387,700	419,700	461,000		
	87	300,800	366,900	388,600	420,600	461,200		
	88	301,400	367,700	389,500	421,500	461,500		
	89	302,000	368,600	390,200	422,000	461,900		
	90	302,500	369,400	391,000	422,800	462,200		
	91	303,000	370,200	391,600	423,500	462,600		
	92	303,500	371,000	392,400	424,400	462,800		
	93	304,200	371,600	392,700	425,000	462,900		
	94	304,800	372,300	393,400	425,800	463,200		
	95	305,500	372,900	394,100	426,700	464,000		

96	306,200	373,700	394,900	427,600	464,900		
97	306,900	374,100	395,500	428,200	465,800		
98	307,600	374,800	396,100	429,000	466,600		
99	308,300	375,400	396,700	429,600	467,500		
100	309,100	376,100	397,400	429,900	468,400		
101	309,700	376,800	398,000	430,000	469,200		
102	310,500	377,500	398,700	430,300	470,200		
103	311,300	378,200	399,400	430,500	471,200		
104	312,100	378,900	400,100	430,600	472,100		
105	312,800	379,400	400,600	430,900	472,900		
106	313,600	380,100	401,200	431,000			
107	314,400	380,800	401,700	431,100			
108	315,100	381,500	402,400	431,300			
109	315,800	382,000	402,700	431,600			
110	316,500	382,700	403,400	431,800			
111	317,200	383,300	404,100	432,000			
112	317,900	384,000	404,800	432,100			
113	318,500	384,400	405,400	432,200			
114	318,900	385,100	406,000	432,400			
115	319,300	385,700	406,400	433,000			
116	319,600	386,400	406,600	433,800			
117	319,900	386,900	406,700	434,600			
118		387,500	406,800	435,400			
119		388,200	406,900	436,200			
120		388,900	407,000	437,000			
121		389,400	407,100	437,900			
122		390,000	407,200				
123		390,700	407,300				
124		391,400	407,400				
125		391,900	407,500				
126		392,400	407,600				
127		392,900	407,700				
128		393,600	407,800				
129		394,000	407,900				
130		394,700	408,200				
131		395,300	408,600				
132		396,000	409,300				
133		396,500	409,700				
134		397,200	410,400				
135		397,900	411,100				
136		398,600	411,800				
137		399,100	412,200				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	260,500	271,700	299,900	326,100	361,600	421,700	491,300

備考

- この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基本となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第3（第5条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,600	240,700	301,400	327,300	397,000
	2	202,100	243,200	303,400	330,100	399,200
	3	203,600	245,800	305,400	332,800	401,500
	4	205,100	248,200	307,500	335,700	403,800
	5	206,700	251,000	309,400	338,200	406,400
	6	209,400	251,800	310,900	340,800	408,200
	7	211,800	252,600	312,400	343,400	409,800
	8	214,200	253,600	314,100	346,000	411,300
	9	216,600	254,600	315,600	348,800	413,000
	10	219,100	255,700	317,200	350,500	414,700
	11	221,500	256,800	319,100	352,100	416,400
	12	223,800	257,900	320,200	353,600	417,900
	13	226,300	259,300	322,200	355,200	419,400
	14	228,600	260,700	323,700	356,800	421,200
	15	231,000	262,000	324,800	358,400	423,100
	16	233,300	263,600	326,400	359,500	424,900
	17	235,500	264,500	328,200	361,400	426,700
	18	238,500	266,200	330,400	362,600	428,400
	19	241,200	267,600	332,600	364,500	430,100
	20	243,700	269,300	335,300	366,100	431,600
	21	246,500	270,700	337,200	367,400	433,000
	22	247,300	272,800	339,300	369,300	434,400
	23	248,100	275,000	341,300	371,000	436,300
	24	249,100	277,600	343,700	372,400	438,200
	25	249,800	280,100	346,200	374,100	439,900
	26	250,700	283,400	347,800	375,600	441,600
	27	251,800	286,400	349,400	377,100	443,300
	28	253,000	289,500	350,700	378,600	445,100
	29	253,900	292,500	352,100	379,800	446,800
	30	255,300	295,500	353,200	381,800	448,700
	31	256,500	298,500	354,800	383,300	450,500
	32	257,800	301,400	356,000	385,200	452,300
	33	258,600	304,200	357,300	387,000	454,000
	34	260,000	306,300	358,900	389,100	455,800
	35	261,300	308,700	360,600	391,100	457,600
	36	262,600	311,300	362,100	393,200	459,400
	37	263,600	314,000	363,900	395,500	461,000
	38	264,800	315,200	365,800	397,600	462,700
	39	265,900	316,500	367,600	399,600	464,600
	40	267,300	317,500	369,000	401,500	466,300
	41	268,700	318,800	370,500	403,600	467,900
	42	270,100	320,600	372,100	405,100	469,500

	43	270,900	322,200	373,500	406,500	471,100
	44	272,100	324,200	375,100	407,900	472,600
	45	272,900	325,800	376,500	409,000	474,100
	46	273,300	328,100	378,200	410,200	475,200
	47	274,500	330,000	379,400	411,500	476,500
	48	276,000	332,500	380,900	412,700	477,800
	49	276,700	334,500	382,000	414,400	479,000
	50	277,100	336,700	383,700	415,600	479,600
	51	278,100	338,800	385,500	416,800	480,300
	52	278,900	340,800	387,300	418,100	481,000
	53	280,000	342,900	389,300	419,500	481,500
	54	280,400	344,100	391,200	420,700	
	55	280,700	345,500	392,900	422,200	
	56	281,400	346,700	394,500	423,800	
	57	282,200	347,800	396,100	425,400	
	58	283,000	349,400	398,300	426,800	
	59	284,100	350,900	400,300	428,200	
	60	284,900	352,100	402,200	429,600	
	61	286,000	353,700	404,000	431,300	
	62	287,000	355,400	404,700	432,800	
	63	288,200	357,200	406,000	434,400	
	64	289,600	358,900	407,200	435,900	
	65	290,900	360,300	408,400	437,400	
	66	291,600	362,300	409,700	438,900	
	67	292,300	363,900	411,000	440,100	
	68	292,800	365,400	412,100	441,300	
定年	69	293,200	366,900	413,300	442,500	
前再	70	293,900	368,200	414,400	443,800	
任用	71	294,700	369,700	415,800	445,100	
短時	72	295,000	371,200	417,100	446,300	
間勤	73	295,800	372,500	418,200	447,400	
務職	74	296,500	374,000	419,300	448,600	
員以	75	297,300	375,100	420,400	449,800	
外の	76	298,100	376,500	421,800	451,000	
職員	77	298,800	377,800	423,100	452,200	
	78	299,600	379,400	424,300	453,200	
	79	300,400	381,100	425,300	454,400	
	80	301,100	382,600	426,400	455,600	
	81	301,800	384,300	427,600	456,700	
	82	302,400	385,900	428,800	457,200	
	83	303,000	387,300	430,000	457,700	
	84	303,700	388,600	431,000	458,200	
	85	304,400	389,800	432,000	458,700	
	86	305,200	391,500	433,000		
	87	306,200	393,200	434,000		
	88	306,700	394,900	435,000		
	89	307,000	396,200	435,800		
	90	307,800	397,000	436,600		
	91	308,600	398,200	437,400		

92	309,600	399,200	438,200
93	310,600	400,600	439,000
94	311,500	401,500	439,200
95	312,400	402,400	439,600
96	313,300	403,300	440,000
97	314,200	404,100	440,400
98	315,000	404,700	440,600
99	316,000	405,800	440,900
100	317,000	406,800	441,200
101	317,800	407,500	441,500
102	318,600	408,400	441,800
103	319,600	409,100	442,100
104	320,500	409,900	442,300
105	321,500	410,600	442,500
106	321,800	411,500	442,800
107	322,300	412,300	443,000
108	322,800	413,000	443,200
109	323,400	413,600	443,400
110	323,900	414,300	443,700
111	324,200	415,000	443,900
112	324,700	415,600	444,100
113	325,100	416,200	444,300
114	325,500	416,700	444,600
115	326,000	417,100	444,900
116	326,500	417,500	445,100
117	327,100	417,800	445,300
118	327,400	418,100	
119	327,700	418,400	
120	328,000	418,600	
121	328,200	418,800	
122	328,500	418,900	
123	328,800	419,200	
124	329,100	419,400	
125	329,300	419,600	
126	329,500	419,800	
127	329,700	420,000	
128	329,900	420,200	
129	330,000	420,400	
130	330,200	420,700	
131	330,500	421,000	
132	330,800	421,200	
133	331,000	421,400	
134	331,200		
135	331,500		
136	331,700		
137	332,000		
138	332,200		
139	332,500		
140	332,800		

	141	333,000				
	142	333,200				
	143	333,500				
	144	333,800				
	145	334,000				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		252,900	289,500	318,200	346,300	390,000

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭及び養護教諭 2級1号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手 1級7号給の給料月額に相当する額

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	200,600	219,700	308,800
	2	202,100	222,200	310,300
	3	203,600	224,700	312,000
	4	205,100	227,200	313,800
	5	206,700	229,800	315,700
	6	209,400	232,100	317,600
	7	211,800	234,500	319,600
	8	214,200	236,800	321,500
	9	216,600	239,000	323,600
	10	219,100	242,200	325,400
	11	221,500	245,200	327,900
	12	223,800	247,900	329,900
	13	226,300	251,000	332,200
	14	228,600	251,800	334,300
	15	231,000	252,600	336,100
	16	233,300	253,600	338,200
	17	235,500	254,600	340,200
	18	238,500	255,800	342,500
	19	241,200	257,000	344,800
	20	243,700	258,100	347,800
	21	246,500	259,300	350,100
	22	247,300	260,800	351,600
	23	248,100	262,100	352,900
	24	249,100	263,600	354,500
	25	249,800	264,400	355,500
	26	250,700	266,200	356,900
	27	251,700	267,700	358,200
	28	252,800	269,300	359,500
	29	253,800	270,700	361,300
	30	255,200	274,000	362,800
	31	256,400	277,200	364,600
	32	257,500	280,700	366,100
	33	258,300	284,200	367,400
	34	259,800	287,600	368,800
	35	260,700	290,800	370,000
	36	262,000	293,900	371,300
	37	263,000	296,900	372,800
	38	264,600	299,900	374,100
	39	265,900	302,800	375,600
	40	267,500	305,700	377,300
	41	269,100	308,400	378,800
	42	270,000	309,600	380,400
	43	271,400	311,000	382,100
	44	272,400	312,100	383,900

	45	273,500	313,900	385,700
	46	273,900	315,000	387,400
	47	275,200	316,300	389,100
	48	275,900	317,600	390,900
	49	277,100	318,900	392,100
	50	277,600	320,300	393,500
	51	278,100	322,400	394,600
	52	278,500	324,300	395,700
	53	279,200	326,000	396,600
	54	279,400	328,100	397,800
	55	280,200	330,000	398,900
	56	280,800	332,300	400,300
	57	281,800	334,200	401,200
	58	282,300	336,500	402,400
	59	283,100	338,500	403,300
	60	283,600	340,700	404,000
	61	284,100	342,800	405,400
	62	285,400	344,200	406,400
	63	286,200	345,700	407,500
	64	287,400	347,300	408,600
	65	288,900	348,100	409,700
	66	290,000	349,500	410,600
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	67	290,800	350,800	411,900
	68	291,600	352,100	413,200
	69	291,800	353,800	414,300
	70	292,100	355,500	415,400
	71	292,600	357,300	416,500
	72	293,000	358,900	417,500
	73	293,900	360,200	418,500
	74	294,500	361,800	419,700
	75	295,300	362,800	420,900
	76	296,000	364,000	422,100
	77	296,700	365,500	422,700
	78	297,100	366,900	423,500
	79	297,700	367,900	424,200
	80	298,500	369,300	424,700
	81	299,000	370,000	425,000
	82	299,600	371,100	425,300
	83	300,000	372,400	425,700
	84	300,600	373,500	426,100
	85	301,200	375,100	426,300
	86	301,800	376,300	426,700
	87	302,400	377,600	427,100
	88	302,800	378,900	427,400
	89	303,100	380,000	427,500
	90	303,300	381,400	427,900
	91	303,600	382,500	428,300
	92	304,200	383,700	428,600
	93	304,500	384,800	428,800

94	305,100	385,500	429,000
95	305,600	386,200	429,200
96	306,000	387,100	429,400
97	306,600	387,600	429,600
98	307,100	388,300	
99	307,500	389,000	
100	308,000	389,800	
101	308,500	390,600	
102	308,700	391,300	
103	309,000	392,200	
104	309,300	393,000	
105	309,400	393,500	
106	309,600	394,300	
107	309,800	395,100	
108	310,000	396,000	
109	310,300	396,700	
110	310,600	397,400	
111	310,900	398,100	
112	311,200	398,800	
113	311,400	399,400	
114	311,600	400,200	
115	311,800	400,900	
116	312,000	401,600	
117	312,300	402,200	
118		402,900	
119		403,400	
120		404,000	
121		404,600	
122		405,200	
123		405,700	
124		406,200	
125		406,400	
126		406,700	
127		407,000	
128		407,300	
129		407,600	
130		407,900	
131		408,200	
132		408,500	
133		408,800	
134		408,900	
135		409,100	
136		409,200	
137		409,400	
138		409,700	
139		410,000	
140		410,200	
141		410,400	

定年前再 任用 短時間 勤務 職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 243,800	円 286,300	円 339,500

備考

- 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭及び養護教諭 2級5号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級3号給の給料月額に相当する額

別表第4 (第5条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	237,500	289,700	328,300	387,200
	2	239,100	291,800	330,500	389,700
	3	240,700	293,900	332,400	392,000
	4	242,500	296,000	334,500	394,300
	5	244,000	298,100	335,700	396,200
	6	245,600	300,100	337,800	398,700
	7	247,100	302,300	339,800	401,200
	8	248,800	304,500	341,400	403,300
	9	250,100	306,800	343,400	405,200
	10	251,700	309,100	345,100	407,600
	11	253,200	311,000	347,200	409,600
	12	255,000	312,800	349,000	411,700
	13	256,600	313,600	351,300	413,900
	14	258,400	315,200	352,900	415,900
	15	260,200	317,000	354,800	418,300
	16	262,200	318,800	357,000	420,800
	17	263,700	320,600	358,800	422,700
	18	266,500	322,700	361,800	425,500
	19	268,900	324,500	364,600	427,500
	20	271,300	326,500	367,600	429,700
	21	273,900	327,900	369,700	431,700
	22	276,500	330,100	373,000	434,000
	23	279,100	332,000	375,900	435,800
	24	281,700	334,000	378,700	438,000
	25	284,400	335,000	380,900	440,200
	26	287,000	337,400	383,800	442,700
	27	289,600	339,500	386,600	444,900
	28	292,100	341,200	389,500	447,300
	29	294,700	343,100	391,300	449,700
	30	296,500	344,700	393,600	451,900
	31	298,500	346,800	395,800	454,000
	32	300,500	348,400	397,400	456,300
	33	302,600	350,800	399,000	458,400
	34	304,700	352,300	401,100	460,600
	35	306,400	354,000	402,900	462,800
	36	308,000	355,800	404,900	465,000
	37	308,800	357,100	406,800	467,200
	38	309,900	359,300	408,200	469,400
	39	311,500	361,500	409,800	471,700
	40	313,100	363,900	411,500	473,900
	41	314,900	365,300	412,600	476,200
	42	316,700	367,900	414,600	478,000
	43	318,400	370,200	416,000	479,800

	44	320,200	372,300	417,300	481,700
	45	321,600	373,800	418,600	483,400
	46	323,500	376,100	420,200	484,800
	47	325,100	378,100	421,400	486,300
	48	327,200	380,200	423,000	487,800
	49	328,700	381,700	424,600	489,300
	50	330,100	383,300	426,500	490,800
	51	331,900	384,500	428,300	492,200
	52	333,400	385,600	430,000	493,700
	53	335,100	386,300	431,800	495,100
	54	336,100	387,700	433,400	496,600
定年	55	337,700	388,700	434,900	498,100
前再	56	339,300	390,100	436,800	499,500
任用	57	341,000	391,500	438,400	501,000
短時	58	342,100	392,100	439,800	502,000
間勤	59	343,500	393,300	441,100	503,200
務職	60	345,300	394,700	442,500	504,500
員以	61	346,800	395,100	443,700	505,500
外の	62	348,100	396,500	444,900	506,800
職員	63	349,300	397,400	446,100	508,000
	64	350,800	398,300	447,200	509,300
	65	351,700	399,100	448,400	510,300
	66	353,300	400,200	449,600	511,300
	67	354,800	401,200	450,800	512,300
	68	355,900	402,400	452,000	513,300
	69	357,200	403,800	453,200	513,900
	70	358,600	405,100	454,400	
	71	360,400	406,200	455,600	
	72	362,500	407,500	456,800	
	73	364,100	408,600	458,000	
	74	366,000	409,800	459,200	
	75	367,400	410,800	460,300	
	76	369,000	412,100	461,500	
	77	370,000	413,000	462,500	
	78	372,100	414,000	463,500	
	79	374,000	415,000	464,500	
	80	375,900	416,100	465,500	
	81	378,100	417,000	466,500	
	82	378,700	418,000	467,200	
	83	379,600	419,000	468,100	
	84	380,700	419,900	469,000	
	85	381,000	420,900	469,600	
	86	381,700	421,900	470,500	
	87	382,400	422,900	471,300	
	88	382,800	423,900	472,200	
	89	383,300	424,700	472,900	
	90	383,800	425,600		
	91	384,100	426,600		
	92	384,700	427,600		

93	385,400	428,400		
94	386,200	429,400		
95	386,800	430,300		
96	387,600	431,300		
97	387,900	432,100		
98	388,600	433,100		
99	389,200	434,100		
100	390,000	435,100		
101	390,800	436,000		
102	391,300	436,700		
103	392,000	437,500		
104	392,800	438,400		
105	393,500	438,900		
106	394,300	439,600		
107	395,000	440,200		
108	395,800	440,900		
109	396,500	441,600		
110	397,100			
111	397,900			
112	398,700			
113	399,400			
114	400,100			
115	400,900			
116	401,700			
117	402,200			
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	273,500	329,900	374,900	437,000

備考

- 1 この表は、美術館、博物館等に勤務する学芸員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第5（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	301,600	406,700	416,100	498,200
	2	304,000	408,500	418,300	501,100
	3	306,400	410,400	420,600	503,900
	4	308,700	412,300	422,700	506,700
	5	311,100	413,700	424,700	509,400
	6	313,300	415,900	426,900	512,400
	7	315,400	418,200	429,400	515,400
	8	317,500	420,300	431,400	518,400
	9	319,700	422,500	433,500	521,100
	10	322,000	424,700	435,700	524,400
	11	324,100	427,200	437,800	527,700
	12	326,500	429,300	440,100	531,000
	13	328,700	431,300	442,100	534,000
	14	330,900	433,300	444,200	537,200
	15	333,100	435,200	446,500	540,400
	16	335,700	437,300	448,700	543,600
	17	338,400	439,000	450,500	546,800
	18	341,200	441,000	452,600	549,800
	19	343,900	443,100	454,700	552,800
	20	346,700	445,200	456,800	555,800
	21	349,300	447,000	458,800	558,700
	22	352,200	449,000	461,200	561,500
	23	355,100	451,100	463,500	564,300
	24	358,000	453,100	465,700	567,100
	25	360,700	455,100	467,900	569,600
	26	363,200	457,400	470,200	572,000
	27	365,600	459,500	472,500	574,400
	28	367,900	461,600	474,800	576,800
	29	370,500	463,500	476,800	579,300
	30	372,500	465,700	479,000	581,700
	31	374,500	467,900	481,100	584,100
	32	376,400	470,100	483,200	586,500
	33	378,000	471,700	484,900	588,800
	34	379,900	473,800	487,000	591,100
	35	381,600	475,900	489,100	593,400
	36	383,400	477,900	491,100	595,700
	37	385,400	479,600	492,900	597,900
	38	386,900	481,700	495,000	599,400
	39	388,600	483,800	497,100	600,900
	40	389,800	485,800	499,100	602,400
	41	390,900	487,500	500,900	603,700

	42	392,900	489,600	503,000	605,100
	43	394,900	491,700	505,100	606,500
	44	396,700	493,700	507,200	607,900
	45	398,100	495,300	509,200	609,100
	46	399,700	497,300	511,300	
	47	401,100	499,300	513,400	
	48	402,700	501,300	515,500	
	49	403,900	503,100	517,300	
	50	405,500	504,900	519,100	
	51	407,100	506,700	520,900	
	52	408,600	508,500	522,700	
	53	409,800	510,300	524,500	
	54	411,700	511,700	526,300	
定年	55	413,700	513,100	528,100	
前再	56	415,500	514,500	529,900	
任用	57	417,100	515,900	531,700	
短時	58	418,900	517,200	533,400	
間勤	59	420,800	518,500	535,200	
務職	60	422,400	519,800	537,000	
員以	61	424,000	520,900	538,800	
外の	62	425,500	521,800	540,600	
職員	63	427,000	522,800	542,400	
	64	428,500	523,800	544,200	
	65	430,000	524,500	546,000	
	66	431,500	525,400	547,700	
	67	433,000	526,300	549,400	
	68	434,500	527,200	551,100	
	69	435,900	528,200	552,800	
	70	437,300	529,100	554,200	
	71	438,700	530,000	555,600	
	72	440,100	530,900	557,000	
	73	441,500	531,800	558,200	
	74	443,300	532,700	559,200	
	75	444,900	533,600	560,200	
	76	446,500	534,500	561,200	
	77	447,700	535,300	562,200	
	78	449,400	536,200	563,100	
	79	451,100	537,100	564,000	
	80	452,700	537,900	564,900	
	81	454,100	538,700	565,800	
	82	455,700	539,600	566,700	
	83	457,200	540,500	567,600	
	84	458,700	541,400	568,500	
	85	460,000	542,100	569,400	
	86	461,300	543,000	570,300	
	87	462,600	543,900	571,200	
	88	463,800	544,800	572,100	
	89	464,800	545,500	573,000	

90	466,000	546,400		
91	467,100	547,300		
92	468,200	548,200		
93	469,000	548,900		
94	469,800			
95	470,700			
96	471,600			
97	472,400			
98	473,200			
99	474,000			
100	474,800			
101	475,600			
102	476,400			
103	477,200			
104	478,000			
105	478,700			
106	479,500			
107	480,300			
108	481,100			
109	481,700			
110	482,400			
111	483,200			
112	484,000			
113	484,600			
114	485,300			
115	486,000			
116	486,700			
117	487,400			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	325,400	384,800	449,700	530,000

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	189,800	255,700	281,100	288,300	328,500
	2	190,900	257,300	282,800	290,400	330,300
	3	192,000	258,700	284,700	292,300	332,000
	4	193,700	260,400	286,600	294,600	334,100
	5	195,400	262,100	288,300	296,400	335,600
	6	197,200	263,500	290,400	298,700	337,900
	7	199,000	265,100	292,300	300,800	339,800
	8	200,600	266,800	294,600	302,900	341,800
	9	202,000	268,500	296,200	304,700	343,400
	10	204,000	270,000	298,500	306,500	345,500
	11	205,900	271,300	300,600	308,300	347,400
	12	207,700	272,500	302,700	309,900	349,600
	13	209,600	273,100	304,200	311,700	351,400
	14	211,400	274,400	306,000	314,000	353,000
	15	213,200	275,800	307,900	316,200	354,700
	16	215,200	277,300	309,500	317,900	356,400
	17	217,000	278,700	310,900	320,000	358,000
	18	218,900	280,100	313,200	321,900	360,000
	19	220,800	281,700	315,300	323,900	362,100
	20	222,000	283,300	317,000	326,100	364,300
	21	223,100	284,900	319,000	327,900	366,100
	22	224,400	286,700	321,000	329,700	368,200
	23	225,500	288,400	322,600	331,400	370,300
	24	227,000	290,300	324,700	333,500	372,300
	25	228,500	291,500	326,200	334,800	374,300
	26	230,100	293,500	327,800	337,000	376,300
	27	231,600	295,200	329,300	338,800	377,900
	28	233,100	297,100	331,000	340,700	379,600
	29	234,500	298,400	332,300	342,300	380,800
	30	236,000	299,800	334,100	344,300	383,200
	31	237,300	301,400	335,600	346,100	385,200
	32	238,900	302,700	337,300	348,300	387,600
	33	240,500	304,300	338,800	349,900	389,700
	34	242,100	305,900	340,400	351,300	392,000
	35	243,600	307,600	341,800	353,000	394,100
	36	245,400	309,000	343,800	354,600	396,400
	37	246,800	311,000	345,200	356,000	398,300
	38	248,600	312,300	346,500	358,100	400,500
	39	250,100	313,800	348,000	360,000	402,700
	40	251,800	315,800	349,200	362,000	405,100
	41	253,000	317,400	350,200	363,700	407,300
	42	254,500	318,900	351,800	365,600	409,300
	43	255,900	320,300	353,300	367,500	411,400
	44	257,200	322,000	354,800	369,500	413,400
	45	258,300	323,400	356,100	370,900	415,400

	46	259,900	325,000	357,400	373,000	417,400
	47	261,200	326,700	358,800	374,400	419,400
	48	262,800	328,200	360,300	376,000	421,500
	49	263,900	329,900	361,500	377,300	423,400
	50	265,100	331,300	362,600	379,200	425,100
	51	266,000	332,500	363,800	380,800	426,900
	52	266,700	334,200	364,700	382,600	428,700
	53	267,000	335,500	365,500	384,400	430,200
	54	268,000	336,600	366,900	386,200	431,800
	55	269,000	337,900	368,100	387,900	433,300
	56	270,100	339,100	369,500	389,700	435,000
	57	271,100	340,200	371,000	391,000	436,500
	58	272,400	341,300	372,200	392,500	438,000
	59	273,900	342,300	373,300	394,000	439,300
	60	275,600	343,300	374,600	395,500	440,800
定年	61	276,800	344,200	375,400	396,900	442,300
前再	62	277,700	345,200	376,500	398,100	443,300
任用	63	278,700	346,000	377,700	399,300	444,400
短時	64	280,300	347,000	378,900	400,600	445,400
間勤	65	281,400	347,600	379,900	401,700	446,200
務職	66	283,000	348,300	380,800	402,700	447,200
員以	67	284,500	349,100	381,700	403,800	448,200
外の	68	286,100	349,700	382,700	404,800	449,200
職員	69	287,500	350,300	383,500	405,700	450,000
	70	288,700	351,400	384,400	406,600	451,000
	71	289,600	352,200	385,200	407,500	451,900
	72	291,000	353,200	386,100	408,400	452,900
	73	292,400	354,500	386,900	409,100	453,800
	74	293,500	355,600	387,700	410,000	454,700
	75	294,700	356,700	388,600	410,700	455,700
	76	295,600	357,900	389,500	411,600	456,700
	77	297,000	358,700	390,200	412,300	457,200
	78	298,300	359,600	391,000	413,200	458,100
	79	299,500	360,500	391,600	414,000	458,800
	80	300,600	361,300	392,400	414,900	459,400
	81	301,700	362,100	392,700	415,600	459,600
	82	302,500	363,000	393,400	416,400	459,900
	83	303,300	363,900	394,100	417,300	460,300
	84	304,400	364,800	394,900	418,200	460,600
	85	305,300	365,600	395,500	418,800	460,800
	86	306,000	366,300	396,100	419,700	461,000
	87	306,800	366,900	396,700	420,600	461,200
	88	307,800	367,700	397,400	421,500	461,500
	89	309,000	368,600	398,000	422,000	461,900
	90	309,500	369,400	398,700	422,800	462,200
	91	310,000	370,200	399,400	423,500	462,600
	92	310,700	371,000	400,100	424,400	462,800
	93	311,000	371,600	400,600	425,000	462,900
	94	311,200	372,300	401,200	425,800	463,200
	95	311,400	372,900	401,700	426,700	464,000
	96	311,600	373,700	402,400	427,600	464,900

97	311,800	374,100	402,700	428,200	465,800
98		374,800	403,400	429,000	466,600
99		375,400	404,100	429,600	467,500
100		376,100	404,800	429,900	468,400
101		376,800	405,400	430,000	469,200
102		377,500	406,000	430,300	
103		378,200	406,400	430,500	
104		378,900	406,600	430,600	
105		379,400	406,700	430,900	
106		380,100	406,800	431,000	
107		380,800	406,900	431,100	
108		381,500	407,000	431,300	
109		382,000	407,100	431,600	
110		382,700	407,200	431,800	
111		383,300	407,300	432,000	
112		384,000	407,400	432,100	
113		384,400	407,500	432,200	
114		385,100	407,600	432,400	
115		385,700	407,700	433,000	
116		386,400	407,800	433,800	
117		386,900	407,900	434,600	
118		387,500			
119		388,200			
120		388,900			
121		389,400			
122		390,000			
123		390,700			
124		391,400			
125		391,900			
126		392,400			
127		392,900			
128		393,600			
129		394,000			
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	248,800	264,100	292,000	318,000	361,600

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 薬剤師及び獣医師 1級23号給の給料月額に相当する額
 - (2) 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 1級19号給の給料月額に相当する額
 - (3) 栄養士、診療エックス線技師及び衛生検査技師 1級13号給の給料月額に相当する額
 - (4) 歯科衛生士 1級7号給の給料月額に相当する額

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	210,500	233,900	284,000	293,200
	2	211,600	235,500	286,400	295,400
	3	212,700	237,200	288,400	297,600
	4	213,800	238,900	290,800	300,000
	5	214,900	240,500	293,200	301,900
	6	216,100	242,100	295,400	303,200
	7	217,300	244,000	297,600	304,200
	8	219,200	245,800	300,000	305,300
	9	220,800	247,300	301,900	305,900
	10	222,600	248,400	303,200	306,900
	11	224,600	249,700	304,200	308,300
	12	226,000	250,900	305,300	309,700
	13	227,400	252,000	305,900	311,000
	14	229,000	253,500	306,900	312,500
	15	230,700	254,700	308,300	314,000
	16	232,300	256,200	309,700	315,200
	17	233,900	257,500	311,000	316,500
	18	235,000	258,900	312,400	318,200
	19	236,400	260,100	313,700	319,800
	20	237,900	261,500	315,200	321,700
	21	239,000	262,800	316,400	322,800
	22	240,900	264,300	318,000	324,700
	23	242,800	265,800	319,500	326,000
	24	244,500	267,200	321,200	327,800
	25	246,200	268,400	322,400	328,800
	26	247,200	270,100	324,200	330,100
	27	248,300	271,700	325,300	331,800
	28	249,000	273,200	327,000	332,800
	29	249,200	274,800	327,900	334,200
	30	250,600	277,000	329,100	335,700
	31	251,900	279,300	330,700	337,100
	32	253,400	281,600	331,600	338,600
	33	254,300	284,000	332,800	340,100
	34	255,600	286,400	334,200	341,000
	35	256,600	288,400	335,700	342,100
	36	258,200	290,800	337,100	343,900
	37	259,100	293,200	338,400	345,300
	38	260,100	295,400	339,400	346,800
	39	261,500	297,600	340,100	348,100
	40	262,700	299,900	341,800	349,600
	41	263,900	301,900	343,200	350,200
	42	265,300	303,200	344,500	351,800
	43	266,300	304,200	345,700	353,300
	44	267,500	305,300	347,300	354,800

	45	268,500	305,900	347,600	355,700
	46	270,000	306,700	349,000	357,100
	47	271,700	307,900	350,500	358,400
	48	273,200	309,100	351,900	359,800
	49	274,500	310,400	352,800	361,200
	50	275,900	311,800	354,100	362,300
	51	277,600	313,100	355,400	363,500
	52	279,400	314,600	356,700	364,600
	53	280,500	315,700	357,900	365,500
	54	282,000	317,200	358,800	367,100
	55	282,800	318,700	359,700	368,700
	56	283,600	320,500	360,700	370,200
	57	283,800	321,600	361,400	371,700
	58	284,000	323,400	362,800	373,500
	59	284,600	324,600	363,900	375,100
	60	285,000	326,300	365,200	377,100
	61	285,600	327,200	366,500	378,400
	62	286,800	328,500	367,800	379,900
	63	287,400	330,000	368,900	381,400
	64	288,400	331,000	370,400	382,800
	65	289,200	332,100	371,300	384,200
	66	290,300	333,300	372,400	386,100
	67	291,200	334,600	373,600	387,800
	68	291,900	336,000	374,500	389,800
	69	292,300	337,600	375,300	391,800
	70	293,300	338,400	376,700	393,600
	71	294,200	339,400	377,900	395,200
	72	295,300	341,000	379,400	397,100
定年	73	296,100	342,400	380,900	398,900
前再	74	296,800	343,600	382,500	400,500
任用	75	297,600	344,700	383,600	402,100
短時	76	298,400	346,100	385,100	403,500
間勤	77	299,400	346,600	386,200	405,100
務職	78	300,500	348,000	387,300	406,500
員以	79	301,100	349,200	388,400	407,700
外の	80	301,600	350,500	389,500	409,100
職員	81	302,300	351,300	390,600	410,500
	82	303,100	352,300	391,500	411,500
	83	303,700	353,000	392,400	412,300
	84	304,500	354,000	393,400	413,300
	85	305,000	355,000	394,300	414,400
	86	305,700	355,900	395,100	415,200
	87	306,200	356,800	395,800	416,000
	88	306,800	357,900	396,500	416,800
	89	307,000	358,600	397,300	417,300
	90	307,300	359,800	398,100	418,100
	91	307,900	360,800	398,900	418,900
	92	308,600	362,000	399,700	419,700
	93	308,900	362,900	400,200	420,400

94	309,600	364,200	401,000	421,200
95	310,200	365,200	401,800	421,800
96	310,700	366,500	402,600	422,600
97	311,000	367,100	403,200	423,300
98	311,700	367,900	404,000	424,000
99	312,700	368,900	404,700	424,800
100	313,300	369,600	405,500	425,600
101	313,900	370,400	406,100	426,200
102	314,500	371,300	406,800	427,000
103	315,500	372,000	407,600	427,800
104	316,300	373,000	408,400	428,600
105	316,900	374,000	408,900	429,300
106	317,600	375,000	409,600	430,100
107	318,400	375,900	410,400	430,800
108	319,200	377,000	411,200	431,500
109	320,100	377,800	411,700	432,200
110		378,700	412,500	432,900
111		379,600	413,300	433,600
112		380,400	414,100	434,400
113		381,300	414,600	434,900
114		382,100	415,300	435,700
115		382,800	416,000	436,200
116		383,600	416,600	436,700
117		384,300	417,200	436,900
118		385,100	417,600	437,200
119		385,800	417,900	437,300
120		386,500	418,200	437,400
121		387,200	418,300	437,500
122		387,900	418,400	437,600
123		388,600	418,500	437,700
124		389,300	418,600	437,900
125		389,400	418,700	438,000
126		390,000		
127		390,600		
128		391,100		
129		391,700		
130		392,300		
131		392,800		
132		393,400		
133		394,100		
134		394,700		
135		395,300		
136		395,900		
137		396,300		
138		396,900		
139		397,500		
140		398,100		
141		398,600		
142		399,200		

143			399,700		
144			400,300		
145			400,800		
146			401,400		
147			402,000		
148			402,600		
149			403,200		
150			403,800		
151			404,400		
152			405,000		
153			405,500		
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円	円	円	円	
	266,000	273,900	306,700	324,400	

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 保健師及び助産師 2級7号給の給料月額に相当する額
 - (2) 看護師 2級3号給の給料月額に相当する額
 - (3) 准看護師 1級3号給の給料月額に相当する額

別表第6（第5条関係）

特 定 任 期 付 職 員 給 料 表

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

(北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和38年北九州市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第6条の2第1項本文中「又は在勤する公署の移転」を「、在勤する公署の移転又は新たに北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程(昭和39年北九州市水道局管理規程第10号)に規定する給料表の適用を受ける職員(管理者が別に定める職員を除く。)となったこと」に、「又は公署の移転」を「等」に改める。

第11条の2第2項中「まで」の次に「又は午後10時から午後12時まで」を加える。

第13条の2を削る。

第19条第1項中「、第5条の3」を削る。

第20条中「、第11条第2項及び第13条」を「及び第11条第2項」に改める。

(北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和39年北九州市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第6条の2第1項本文中「又は在勤する公署の移転」を「、在勤する公署の移転又は新たに北九州市交通局企業職員の給与に関する規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第10号)に規定する給料表の適用を受ける職員(管理者が別に定める職員を除く。)となったこと」に、「又は公署の移転」を「等」に改める。

第11条第2項中「まで」の次に「又は午後10時から午後12時まで」を加える。

第13条の2を削る。

第19条第1項中「、第5条の3」を削る。

第20条中「、第10条の2第2項及び第13条」を「及び第10条の2第2項」に改める。

(北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成30年北九州市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第9条第1項本文中「又は在勤する公署の移転」を「、在勤する公署の移転又は新たに北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第25号）に規定する給料表の適用を受ける職員（管理者が別に定める職員を除く。）となったこと」に、「又は公署の移転」を「等」に改める。

第15条第2項中「まで」の次に「又は午後10時から午後12時まで」を加える。

第18条を削る。

第26条第1項中「、第7条」を削る。

第27条中「、第14条第2項及び第17条」を「及び第14条第2項」に改める。

（北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第5条 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年北九州市条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則第27項中「、第11条の2」を「並びに第11条の2」に改め、「及び第14条の2」を削る。

付則別表第1の行政職給料表の項中「311, 200円」を「318, 100円」に、「351, 600円」を「358, 500円」に、「400, 800円」を「407, 700円」に改め、同表の消防職給料表の項中「311, 200円」を「318, 100円」に、「351, 600円」を「358, 500円」に、「400, 800円」を「407, 700円」に改め、同表の研究職給料表の項中「322, 900円」を「329, 800円」に、「364, 600円」を「371, 500円」に改め、同表の医療職給料表（2）の項中「311, 200円」を「318, 100円」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中北九州市職員の給与に関する条例第4条第1項の改正規定、同条例第8条の4第3項の改正規定、同条例第12条第1項ただし書の改正規定、同条例第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる改正規定、同条例第3項の改正規定、同条例第13条各項の改正規定、同条例第14条第2項の改正規定、同条例第14条の2第1項第2号の改正規定、同条例第15条の2第1項本文の改正規定、同条例第21条の2第2項の改

正規定、同条例第23条第3項の改正規定、同条例第25条の2の2を削る改正規定、同条例第25条の5の改正規定及び同条例付則に1項を加える改正規定、第2条から第4条までの規定並びに第5条中北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例付則第27項の改正規定並びに付則第8項及び付則第9項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北九州市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第5条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。付則第7項において同じ。）による改正後の北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（付則第7項において「改正後の定年条例等の一部改正等条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 令和6年4月1日（次項において「適用日」という。）からこの条例の施行の日（第6項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の北九州市職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に市長の定めるところによる。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 5 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 6 施行日から令和7年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなる職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のある職員の当該適用又は異動の日における号給については、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度にお

いて、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の給与条例又は改正後の定年条例等の一部改正等条例の規定を適用する場合において、改正前の給与条例又は第5条の規定による改正前の北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の定年条例等の一部改正等条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 8 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、付則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条及び第13条の規定の適用については、改正後の条例第12条第1項ただし書中「次項第2号から第5号」とあるのは「次項第1号に該当する扶養親族(以下この条及び次条において「扶養親族たる配偶者」という。)及び同項第3号から第6号」と、同条第2項中

- 「(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
(3) 満60歳以上の父母及び祖父母
(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(5) 重度心身障害者」

とあるのは

- 「(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(6) 重度心身障害者」

と、同条第3項中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「7,500円」とあるのは「5,500円」と、「4,000円)、前項第1号」とあるのは「2,000円)、扶養親族たる父母等については1人につき7,500円(行6級職員等にあつては、4,000円)、前項第2号」と、「1万3,000円」とあるのは「1万1,000円」と、

改正後の条例第13条第1項各号列記以外の部分及び第1号中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等」と、同項第2号中「前条第2項第2号若しくは第4号」とあるのは「前条第2項第3号若しくは第5号」と、「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等」と、同条第2項本文中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等」と、同条第3項第3号中「扶養親族たる父母等及び」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等並びに」と、同項第4号から第6号までの規定中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等」とする。

- 9 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、改正後の条例第12条及び第13条の規定の適用については、改正後の条例第12条第1項ただし書中「次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表（特定任期付職員給料表を除く。）の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（次条において「行7級職員等」という。）」とあるのは「次項第1号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族たる配偶者」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表（特定任期付職員給料表を除く。）の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（次条において「行7級職員等」という。）並びに行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表（特定任期付職員給料表を除く。）の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（次条において「行6級職員等」という。）に対しては、支給しないこととし、次項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行7級職員等」と、同条第2項中

- 「（1） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
（2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
（3） 満60歳以上の父母及び祖父母
（4） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟
妹

(5) 重度心身障害者

とあるのは

「(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

と、同条第3項中「扶養親族たる父母等については1人につき7,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表（特定任期付職員給料表を除く。）の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（次条において「行6級職員等」という。）にあつては、4,000円）、前項第1号」とあるのは「扶養親族たる配偶者については1人につき3,500円、扶養親族たる父母等については1人につき7,500円（行6級職員等にあつては、4,000円）、前項第2号」と、「1万3,000円」とあるのは「1万2,000円」と、改正後の条例第13条第1項各号列記以外の部分中「行7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る」とあるのは「行6級職員等にあつては扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等、行7級職員等にあつては扶養親族たる子に限る」と、「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等（行6級職員等となった場合にあつては、扶養親族たる父母等に限る。）がある場合若しくは行6級職員等から行6級職員等及び行7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等」と、同項第1号中「行7級職員等に扶養親族たる父母等」とあるのは「行6級職員等に扶養親族たる配偶者たる要件を具備するに至った者がある場合並びに行7級職員等に扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等」と、同項第2号中「前条第2項第2号若しくは第4号」とあるのは「前条第2項第3号若しくは第5号」と、「及び行7級職員等に扶養親族たる父母等」とあるのは「、行6級職員等に扶養親族たる配偶者たる要件を欠くに至った者がある場合並びに行7級職員等に扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等」と、同条第2項本文中「行7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る」とあるのは「行6級職員等にあつては扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等、行7級職員等にあつては扶養親

族たる子に限る」と、「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等」と、「行7級職員等以外の職員となった日」とあるのは「行7級職員等以外の職員となった日、行6級職員等から行6級職員等及び行7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者がある場合においてその職員に扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行6級職員等及び行7級職員等以外の職員となった日」と、「行7級職員等となった日」とあるのは「行7級職員等となった日、行6級職員等及び行7級職員等以外の職員から行6級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行6級職員等となった日」と、同条第3項各号列記以外の部分中「又は第3号」とあるのは「、第3号又は第4号」と、同項第2号中「行7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る」とあるのは「行6級職員等にあつては扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等、行7級職員等にあつては扶養親族たる子に限る」と、同項第3号中「扶養親族たる父母等及び」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等並びに」と、「行7級職員等以外」とあるのは「行6級職員等及び行7級職員等以外」と、同項中

「(4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行6級職員等が行6級職員等及び行7級職員等以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行7級職員等以外のものが行7級職員等となった場合

(6) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行6級職員等及び行7級職員等以外のものが行6級職員等となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

とあるのは

「(4) 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行7級職員等が行6級職員等となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行6級職員等が行6級職員等及び行7級職

員等以外の職員となった場合

- (6) 扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るもの並びに扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行6級職員等及び行7級職員等以外のものが行7級職員等となった場合
- (7) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある行6級職員等が行7級職員等となった場合
- (8) 扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行6級職員等及び行7級職員等以外のものが行6級職員等となった場合
- (9) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

とする。

(委任)

- 10 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第43号

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第12項第4号中「職業」を「安定した職業」に改める。

付則第15項第1号中「まで」の次に「、付則第32項及び付則第33項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

付則第25項第1号中「及び」を「、付則第32項及び付則第33項並びに」に改める。

付則第30項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付則第31項中「の改定」の次に「（次項において「給料月額7割措置」という。）」を加える。

付則第32項を付則第35項とし、付則第31項の次に次の3項を加える。

32 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者の基礎在職期間中に、第6条の2第1項に規定する理由（当該理由が生じた日が給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この項において「7割措置減額日」という。）の前日までのものに限る。）によりその者の給料の月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料の月額のうち最も多いもの（以下この項及び次項において「特別特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額及び7割措置減額日の前日におけるその者の給料の月額（以下この項及び次項において「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

（1） その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第6条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（2） 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除

した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第6条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第6条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

3.3 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 47.709以上 特別特定減額前給料月額に47.709を乗じて得た額

(2) 47.709未満 次のア又はイに掲げる前項第2号アに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 47.709以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 47.709未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に47.709から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

3.4 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）又は北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年北九州市条例第122号）、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年北九州市条例第107号）若しくは北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成30年北九州市条例第22号）の適用を受けていた職員であって、引き続きこの条例の適用を受けることとなるものに対

する第6条の2第1項及び付則第32項の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例又は北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例若しくは北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例に基づく給料の月額を含む。）」とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、付則第15項第1号の改正規定、付則第25項第1号の改正規定、付則第31項の改正規定及び付則第32項を付則第35項とし、付則第31項の次に3項を加える改正規定は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第9条第12項（第4号に係る部分に限り、同条第16項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した北九州市職員退職手当支給条例第2条第1項各号列記以外の部分に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第44号

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和41年北九州市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「6の項」を「7の項」に改め、同表の10の項を同表の11の項とし、同表の9の項を同表の10の項とし、同表の8の項中「6の項」を「7の項」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の7の項中「6の項」を「7の項」に改め、同項を同表の8の項とし、同表の6の項を同表の7の項とし、同表の5の項の次に次のように加える。

6 災害応急 対策等業務 手当	職員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務に従事したときに支給する。	従事した1日につき1,080円 次の各号に掲げる場合は、当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする（同一の日において当該各号のいずれにも該当する場合は、第2号に定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。）。 (1) 午後6時から翌日の午前6時までの間において業務に従事し	
-----------------------	--	--	--

		た場合 10 0分の50 (2) 災害対 策基本法、大 規模地震対策 特別措置法（ 昭和53年法 律第73号） その他の法令 等に基づき設 定され、立入 禁止、退去命 令等の措置が なされた区域 において業務 に従事した場 合 100分 の100	
--	--	--	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。
 （北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和3年北九州市条例第41号）の一部を次のように改正する。
 付則第3項中「別表の10の項第1号」を「別表の11の項第1号」に改める。

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第45号

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例

北九州市市民センター条例（平成6年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

別表第2の備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 営利のための使用に係る各室使用料の額は、規定使用料の額（市外居住者が使用する場合にあっては、前項に規定する額）の50割に相当する額とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後にする使用の承認について適用し、同日前にする使用の承認については、なお従前の例による。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第46号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第66号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成工事規制区域」を「第12条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域」に、「行われる宅地造成」を「行われる宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査又は同法第30条第1項に規定する特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等若しくは土石の堆積」に、

「

切土又は盛土をする土地の面積	500平方メートル以内のもの	1件につき 12,000円
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 21,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 31,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 47,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 67,000円
	10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき 110,000円
	20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき 170,000円
	40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき 250,000円
	70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき 340,000円
	100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 420,000円

を

」

宅 地 造 成 又 は 特 定 盛 土 等 を 行 う 場 合	盛土又は切土をする土地の面積が、500平方メートル以内のもの	1件につき16,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき28,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき40,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき59,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき68,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき92,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき140,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき220,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき350,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき500,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が、100,000平方メートルを超えるもの	1件につき650,000円
土 石 の	土石の堆積を行う土地の面積が、500平方メートル以内のもの	1件につき11,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が、500	1件につき14,000

に

堆積を行う場合	平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	0円
	土石の堆積を行う土地の面積が、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき16,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき20,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき29,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき32,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき39,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき54,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき74,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき110,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が、100,000平方メートルを超えるもの	1件につき130,000円

改め、同表中

(68) から (74)
まで

を

「

(70) から (74) まで

に
」

改め、同表第67号中「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に、「第30条の規定に基づく」を「第88条に規定する」に、

「

1 通につき 470 円

を
」

「

1 通につき 470 円

に
」

改め、同号を同表第69号とし、同表中

(66)の2	宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	変更許可申請1件につき 次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が420,000円を超えるときは、その手数料の金額は420,000円とする。 ア 宅地造成に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変
--------	---	---

			<p>更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積) に応じ前号に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>イ 新たに切土又は盛土をする土地の編入による切土又は盛土をする土地の面積の変更については、新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じ前号に規定する金額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>	を
--	--	--	--	---

(67)	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項に規定する宅地造成等工事規制区	宅地造成又は	変更許可申請1件につき次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が650,000円を超えるときは、その手
------	--------------------------------------	--------	--

域内において行われる宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査又は同法第35条第1項に規定する特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

特定盛土等を行う場合

数料の金額は650,000円とする。

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ前号に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額

イ 新たに盛土又は切土をする土地の編入による盛土又は切土をする土地の面積の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地

		<p>の面積に応じ前号に規定する金額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>	
土石の堆積を行う場合		<p>変更許可申請1件につき次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が130,000円を超えるときは、その手数料の金額は130,000円とする。</p> <p>ア 土石の堆積に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ前号に規定する金額に10分</p>	

に

				<p>の1を乗じて得た金額</p> <p>イ 新たに土石の堆積をする土地の編入による土石の堆積をする土地の面積の変更については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ前号に規定する金額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>	
(68)	宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の中間検査又は同法第37条第1項に規定する特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工	盛土又は切土をする土地の面積	20,000平方メートル以内のもの	1件につき6,100円	同一工事に係る検査で件数が通算して2件以上となるものの1件を超える件数に係る
			20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき12,000円	
			40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき24,000円	
			70,000平方メートル以内のもの	1件につき43,000円	

	事の中間検査	0平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のもの	00円	手数料は、徴収しない。
		100,000平方メートルを超えるもの	1件につき61,000円	

」

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による計画の変更の許可の申請に対する審査及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条の規定による適合証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第47号

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「第25条第2項に規定する処遇計画、」を「第25条第1項若しくは」に、「更生計画及び」を「個別支援計画又は」に改める。

第22条各号列記以外の部分中「第25条第2項に規定する処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行う」を「前項に定めるものの」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

生活指導員は、第25条第1項に規定する個別支援計画の作成及び見直しに関する業務を行うものとし、入所者の自立支援に当たっては、個別支援計画に沿った支援が行われるよう必要な調整を行うものとする。

第25条の見出しを「（個別支援計画）」に改め、同条第1項を次のように改める。

救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第25条第2項中「生活指導員は」を「救護施設は、前項の個別支援計画の作成に当たり」に、「当該入所者及び」を「入所者及び」に改め、「、他の職員と協議の上、当該入所者の処遇に係る計画（以下「処遇計画」という。）を作成し」を削り、同条第3項中「生活指導員は、入所者の処遇計画」を「救護施設は、第1項の個別支援計画」に、「当該入所者の処遇」を「入所者の自立支援」に改める。

第26条第2項中「処遇は、処遇計画」を「自立支援は、前条第1項の個別支援計画」に改める。

第36条第1項及び第37条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第48号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九
州市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第17条各号列記以外の部分中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を
加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第49号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の観光施設の項中

北九州市門司港レトロ展望室	北九州市門司区東港町1番32号	を
北九州市門司麦酒煉瓦館	北九州市門司区大里本町三丁目6番1号	

北九州市門司港レトロ展望室	北九州市門司区東港町1番32号	に
---------------	-----------------	---

改める。

別表第3の門司麦酒煉瓦館の項を削る。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第50号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和38年北九州市条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の市長の項中

北九州市住宅委員会	市長の諮問に応じ、市営住宅の使用者の選考方法を審議すること。
-----------	--------------------------------

を

北九州市住宅委員会	市長の諮問に応じ、市営住宅の使用者の選考方法を審議すること。
北九州市上下水道事業審議会	市長の諮問に応じ、水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営に関する事項について調査審議すること。

に

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第51号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号」を「前項第2号から第5号」に、「同項第2号」を「同項第1号」に、「1万円」を「1万3,000円」に改める。

第19条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第20条第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第21条第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第23条第1項本文中「又は在勤する公署の移転」を「、在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける教職員(人事委員会規則で定める教職員を除く。)」となったことに、「又は公署の移転」を「等」に改める。

第30条第2項中「まで」の次に「又は午後10時から午後12時まで」を加える。

第31条第3項中「、第21条」を削る。

第38条第1項中「教育職員」を「教職員」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(5) 災害応急対策等業務手当

付則に次の1項を加える。

(地域手当に関する特例措置)

29 当分の間、第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「100分の3」とする。

付則別表及び別表第1から別表第3までを次のように改める。

付則別表

行 政 職 給 料 表

職務 の級	特 3 級
号給	給料月額
	円
1	288,300
2	290,400
3	292,300
4	294,600
5	296,400
6	298,700
7	300,800
8	302,900
9	304,700
10	306,500
11	308,300
12	309,900
13	311,700
14	314,000
15	316,200
16	317,900
17	320,000
18	321,900
19	323,900
20	326,100
21	327,900
22	329,700
23	331,400
24	333,500
25	334,800
26	337,000
27	338,800
28	340,700
29	342,300
30	344,300
31	346,100
32	348,300
33	349,900
34	351,300
35	353,000
36	354,600
37	356,000
38	358,100
39	360,000
40	362,000
41	363,700
42	365,600
43	367,500
44	369,500
45	370,900
46	373,000
47	374,400
48	376,000
49	377,300
50	379,200
51	380,800
52	382,600

53	384,400
54	386,200
55	387,900
56	389,700
57	391,000
58	392,500
59	394,000
60	395,500
61	396,900
62	398,100
63	399,300
64	400,600
65	401,700
66	402,700
67	403,800
68	404,800
69	405,700
70	406,600
71	407,500
72	408,400
73	409,100
74	410,000
75	410,700
76	411,600
77	412,300
78	413,200
79	414,000
80	414,900
81	415,600
82	416,400
83	417,300
84	418,200
85	418,800
86	419,700
87	420,600
88	421,500
89	422,000
90	422,800
91	423,500
92	424,400
93	425,000
94	425,800
95	426,700
96	427,600
97	428,200
98	429,000
99	429,600
100	429,900
101	430,000
102	430,300
103	430,500
104	430,600
105	430,900
106	431,000
107	431,100
108	431,300
109	431,600
110	431,800
111	432,000

112	432, 100
113	432, 200
114	432, 400
115	433, 000
116	433, 800
117	434, 600

別表第1（第7条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表（3）

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,600	229,800	301,400	328,200	397,000
	2	202,100	232,100	303,400	330,800	399,200
	3	203,600	234,500	305,400	333,600	401,500
	4	205,100	236,800	307,500	336,500	403,800
	5	206,700	239,100	309,400	338,700	406,400
	6	209,400	242,200	310,900	341,100	408,200
	7	211,800	245,200	312,400	343,500	409,800
	8	214,200	247,900	314,100	346,000	411,300
	9	216,600	251,000	315,600	348,800	413,000
	10	219,100	251,800	317,200	350,500	414,700
	11	221,500	252,600	319,100	352,100	416,400
	12	223,800	253,600	320,200	353,600	417,900
	13	226,300	254,600	322,200	355,200	419,400
	14	228,600	255,700	323,700	356,800	421,200
	15	231,000	256,800	324,800	358,400	423,100
	16	233,300	257,900	326,400	359,500	424,900
	17	235,500	259,300	328,200	361,400	426,700
	18	238,500	260,700	330,400	362,600	428,400
	19	241,200	262,000	332,600	364,500	430,100
	20	243,700	263,600	335,300	366,100	431,600
	21	246,500	264,500	337,200	367,400	433,000
	22	247,300	266,200	339,300	369,300	434,400
	23	248,100	267,600	341,300	371,000	436,300
	24	249,100	269,300	343,700	372,400	438,200
	25	249,800	270,700	346,200	374,100	439,900
	26	250,700	272,800	347,800	375,600	441,600
	27	251,800	275,000	349,400	377,100	443,300
	28	253,000	277,600	350,700	378,600	445,100
	29	253,900	280,100	352,100	379,800	446,800
	30	255,300	283,400	353,200	381,800	448,700
	31	256,500	286,400	354,800	383,400	450,500
	32	257,800	289,500	356,000	385,300	452,300
	33	258,600	292,500	357,300	386,900	454,000
	34	260,000	295,500	358,900	388,900	455,800
	35	261,300	298,500	360,600	391,000	457,600
	36	262,600	301,400	362,100	393,100	459,400
	37	263,600	304,200	363,900	395,400	461,000
	38	264,800	306,300	365,800	397,600	462,700
	39	265,900	308,700	367,600	399,600	464,600
	40	267,300	311,300	369,000	401,500	466,300
	41	268,700	314,000	370,500	403,600	467,900
	42	270,100	315,200	372,100	405,100	469,500

	43	271,100	316,500	373,500	406,500	471,100
	44	271,900	317,500	375,100	407,900	472,600
	45	272,800	318,800	376,500	409,000	474,100
	46	273,200	320,600	378,200	410,200	475,200
	47	273,800	322,200	379,400	411,500	476,500
	48	274,400	324,200	380,900	412,700	477,800
	49	275,000	325,800	382,000	414,400	479,000
	50	275,900	328,100	383,700	415,600	479,600
	51	276,400	330,000	385,500	416,800	480,300
	52	277,400	332,500	387,300	418,100	481,000
	53	277,900	334,500	389,300	419,500	481,500
	54	278,300	336,700	391,200	420,700	482,100
	55	279,100	338,800	392,900	422,200	482,700
	56	279,300	340,800	394,500	423,800	483,300
	57	280,000	342,900	396,100	425,400	483,900
	58	280,400	344,100	398,300	426,800	484,400
	59	280,700	345,500	400,300	428,200	484,900
	60	281,400	346,700	402,200	429,600	485,400
	61	282,200	347,800	404,000	431,300	485,900
	62	283,000	349,400	404,700	432,800	486,400
	63	284,100	350,900	406,000	434,400	486,800
	64	284,900	352,100	407,200	435,900	487,200
	65	286,000	353,700	408,400	437,400	487,600
	66	287,000	355,400	409,700	438,900	
	67	288,200	357,200	411,000	440,100	
	68	289,600	358,900	412,100	441,300	
	69	290,900	360,300	413,300	442,500	
	70	291,600	362,300	414,400	443,800	
	71	292,300	363,900	415,800	445,100	
	72	292,800	365,400	417,100	446,300	
	73	293,200	366,900	418,200	447,400	
	74	293,900	368,200	419,300	448,600	
	75	294,700	369,700	420,400	449,800	
	76	295,000	371,200	421,800	451,000	
	77	295,800	372,500	423,100	452,200	
	78	296,500	374,000	424,300	453,200	
	79	297,300	375,100	425,300	454,400	
	80	298,100	376,500	426,400	455,600	
	81	298,800	377,800	427,600	456,700	
	82	299,600	379,400	428,800	457,200	
	83	300,400	381,100	430,000	457,700	
定年	84	301,100	382,600	431,000	458,200	
前再	85	301,800	384,300	432,000	458,700	
任用	86	302,400	385,900	433,000	459,100	
短時	87	303,000	387,300	434,000	459,600	
間勤	88	303,700	388,600	435,000	460,100	
務教	89	304,400	389,800	435,800	460,500	
職員	90	305,200	391,500	436,600	460,900	
以外	91	306,200	393,200	437,400	461,300	

の教 職員	92	306,700	394,900	438,200	461,700
	93	307,000	396,200	439,000	462,100
	94	307,800	397,000	439,200	462,500
	95	308,600	398,200	439,600	462,900
	96	309,600	399,200	440,000	463,300
	97	310,600	400,600	440,400	463,600
	98	311,400	401,500	440,600	
	99	312,000	402,400	440,900	
	100	312,600	403,300	441,200	
	101	313,200	404,100	441,500	
	102	314,200	404,700	441,800	
	103	315,200	405,800	442,100	
	104	315,900	406,800	442,300	
	105	316,500	407,500	442,500	
	106	317,200	408,400	442,800	
	107	317,900	409,100	443,000	
	108	318,700	409,900	443,200	
	109	319,600	410,600	443,400	
	110	320,000	411,500	443,700	
	111	320,400	412,300	443,900	
	112	320,900	413,000	444,100	
113	321,500	413,600	444,300		
114	321,800	414,300	444,600		
115	322,300	415,000	444,900		
116	322,800	415,600	445,100		
117	323,400	416,200	445,300		
118	323,900	416,700			
119	324,200	417,100			
120	324,700	417,500			
121	325,100	417,800			
122	325,500	418,100			
123	326,000	418,400			
124	326,500	418,600			
125	327,100	418,800			
126	327,400	418,900			
127	327,700	419,200			
128	328,000	419,400			
129	328,200	419,600			
130	328,500	419,800			
131	328,800	420,000			
132	329,100	420,200			
133	329,300	420,400			
134	329,500	420,700			
135	329,700	421,000			
136	329,900	421,200			
137	330,000	421,400			
138	330,200	421,700			
139	330,500	421,900			
140	330,800	422,100			

141	331,000	422,300			
142	331,200	422,600			
143	331,500	422,800			
144	331,700	423,000			
145	332,000	423,200			
146	332,200	423,500			
147	332,500	423,800			
148	332,800	424,000			
149	333,000	424,200			
150	333,200	424,400			
151	333,500	424,700			
152	333,800	424,900			
153	334,000	425,100			
154	334,300				
155	334,600				
156	334,800				
157	335,000				
158	335,300				
159	335,600				
160	335,800				
161	336,000				
162	336,200				
163	336,500				
164	336,700				
165	336,900				
166	337,200				
167	337,500				
168	337,700				
169	337,900				
170	338,200				
171	338,500				
172	338,700				
173	338,900				
174	339,200				
175	339,500				
176	339,700				
177	339,900				
定年前再 任用 短時間勤 務教 職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	252,900	289,500	318,200	346,300	390,000

備考

- この表は、特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び寄宿舎指導員に適用する。
- この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 教諭、養護教諭及び栄養教諭 2級3号給の給料月額に相当する額
- (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級5号給の給料月額に相当する額

イ 教育職給料表（４）

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,600	219,700	301,300	309,700	397,200
	2	202,100	222,200	303,700	311,100	398,400
	3	203,600	224,700	305,700	312,500	399,500
	4	205,100	227,200	307,800	314,000	400,900
	5	206,700	229,800	309,700	315,800	401,800
	6	209,400	232,100	311,100	317,600	403,000
	7	211,800	234,500	312,500	319,600	403,900
	8	214,200	236,800	314,000	321,500	404,800
	9	216,600	239,000	315,500	323,600	406,200
	10	219,100	242,200	317,000	325,400	407,200
	11	221,500	245,200	318,800	327,900	408,300
	12	223,800	247,900	320,200	329,900	409,400
	13	226,300	251,000	322,300	332,200	410,500
	14	228,600	251,800	323,400	334,300	411,400
	15	231,000	252,600	325,000	336,100	412,700
	16	233,300	253,600	326,500	338,200	414,000
	17	235,500	254,600	328,300	340,200	415,100
	18	238,500	255,800	330,500	342,500	416,600
	19	241,200	257,000	332,600	344,800	418,000
	20	243,700	258,100	335,100	347,800	419,400
	21	246,500	259,300	336,800	350,100	420,800
	22	247,300	260,800	339,100	351,600	422,200
	23	248,100	262,100	341,000	352,900	423,700
	24	249,100	263,600	343,600	354,500	425,300
	25	249,800	264,400	346,100	355,500	426,700
	26	250,700	266,200	347,900	356,900	428,100
	27	251,700	267,700	349,600	358,200	429,500
	28	252,800	269,300	351,300	359,500	430,800
	29	253,800	270,700	352,400	361,300	432,100
	30	255,200	274,000	353,300	362,800	433,400
	31	256,400	277,200	354,700	364,600	434,800
	32	257,500	280,700	356,000	366,100	436,200
	33	258,300	284,200	357,300	367,400	437,300
	34	259,800	287,600	359,000	368,800	438,600
	35	260,700	290,800	360,800	370,000	439,800
	36	262,000	293,900	362,100	371,300	441,100
	37	263,000	296,900	363,800	372,800	442,000
	38	264,200	299,900	365,300	374,200	443,200
	39	265,100	302,800	366,600	375,900	444,500
	40	266,500	305,700	367,900	377,600	445,800
	41	267,700	308,400	369,100	379,300	447,100
	42	268,900	309,600	370,600	380,700	448,200
	43	269,800	311,000	371,800	382,300	449,200
	44	270,800	312,100	373,000	383,900	450,300

	45	271,900	313,900	374,300	385,600	451,500
	46	272,700	315,000	375,600	387,300	452,300
	47	273,400	316,300	376,900	389,000	453,100
	48	274,200	317,600	378,400	390,800	454,000
	49	274,800	318,900	379,800	392,100	454,900
	50	275,400	320,300	381,300	393,500	455,300
	51	276,100	322,400	382,900	394,600	455,700
	52	276,700	324,300	384,300	395,700	456,200
	53	277,100	326,000	385,700	396,600	456,700
	54	277,600	328,100	387,500	397,800	457,200
	55	278,100	330,000	389,000	398,900	457,700
	56	278,500	332,300	390,600	400,300	458,100
	57	279,200	334,200	391,700	401,200	458,500
	58	279,400	336,500	392,600	402,400	458,900
	59	280,200	338,500	393,600	403,300	459,300
	60	280,800	340,700	394,500	404,000	459,700
	61	281,800	342,800	395,200	405,400	460,100
	62	282,300	344,200	396,100	406,400	460,500
	63	283,100	345,700	397,000	407,500	460,900
	64	283,600	347,300	397,800	408,600	461,300
	65	284,100	348,100	399,000	409,700	461,600
	66	285,400	349,500	399,800	410,600	
	67	286,200	350,800	400,800	411,900	
	68	287,400	352,100	401,700	413,200	
	69	288,900	353,800	402,600	414,300	
	70	290,000	355,500	403,700	415,400	
	71	290,800	357,300	404,700	416,500	
	72	291,600	358,900	405,800	417,500	
	73	291,800	360,200	406,600	418,500	
定年	74	292,100	361,800	407,500	419,700	
前再	75	292,600	362,800	408,400	420,900	
任用	76	293,000	364,000	409,300	422,100	
短時	77	293,900	365,500	410,100	422,700	
間勤	78	294,500	366,900	410,900	423,500	
務教	79	295,300	367,900	411,600	424,200	
職員	80	296,000	369,300	412,400	424,700	
以外	81	296,700	370,000	413,100	425,000	
の教	82	297,100	371,100	413,900	425,300	
職員	83	297,700	372,400	414,600	425,700	
	84	298,500	373,500	415,200	426,100	
	85	299,000	375,100	415,800	426,300	
	86	299,600	376,300	416,500	426,700	
	87	300,000	377,600	417,000	427,100	
	88	300,600	378,900	417,700	427,400	
	89	301,200	380,000	418,000	427,500	
	90	301,800	381,400	418,400	427,900	
	91	302,400	382,500	418,700	428,300	
	92	302,800	383,700	419,000	428,600	
	93	303,100	384,800	419,100	428,800	

94	303,300	385,500	419,300	429,000
95	303,600	386,200	419,600	429,200
96	304,200	387,100	419,800	429,400
97	304,500	387,600	419,900	429,600
98	305,100	388,300	420,100	429,900
99	305,600	389,000	420,300	430,200
100	306,000	389,800	420,500	430,400
101	306,600	390,600	420,700	430,600
102	306,900	391,300	421,000	430,800
103	307,100	392,200	421,300	431,000
104	307,400	393,000	421,500	431,200
105	307,600	393,500	421,700	431,400
106	307,900	394,300	422,000	431,700
107	308,100	395,100	422,200	432,000
108	308,300	396,000	422,400	432,200
109	308,500	396,700	422,600	432,400
110	308,700	397,400	422,800	
111	309,000	398,100	423,100	
112	309,300	398,800	423,300	
113	309,400	399,400	423,500	
114	309,600	400,200	423,800	
115	309,800	400,900	424,100	
116	310,000	401,600	424,300	
117	310,300	402,200	424,500	
118	310,600	402,900		
119	310,900	403,400		
120	311,200	404,000		
121	311,400	404,600		
122	311,600	405,200		
123	311,800	405,700		
124	312,000	406,200		
125	312,300	406,400		
126	312,500	406,700		
127	312,800	407,000		
128	313,000	407,300		
129	313,200	407,600		
130	313,500	407,900		
131	313,800	408,200		
132	314,000	408,500		
133	314,200	408,800		
134	314,400	409,000		
135	314,700	409,200		
136	314,900	409,400		
137	315,100	409,600		
138		409,900		
139		410,200		
140		410,400		
141		410,600		
142		410,900		

143		411,100			
144		411,300			
145		411,500			
146		411,800			
147		412,000			
148		412,200			
149		412,400			
150		412,500			
151		412,800			
152		413,000			
153		413,200			
154		413,500			
155		413,800			
156		414,000			
157		414,200			
定年前再 任用短時 間勤務教 職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	243,800	286,300	313,300	339,500	367,600

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭、養護教諭及び栄養教諭 2級5号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級3号給の給料月額に相当する額

別表第2 (第7条関係)

行政職給料表

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	189,800	255,700	281,100	288,300
	2	190,900	257,300	282,800	290,400
	3	192,000	258,700	284,700	292,300
	4	193,700	260,400	286,600	294,600
	5	195,400	262,100	288,300	296,400
	6	197,200	263,500	290,400	298,700
	7	199,000	265,100	292,300	300,800
	8	200,600	266,800	294,600	302,900
	9	202,000	268,500	296,200	304,700
	10	204,000	270,000	298,500	306,500
	11	205,900	271,300	300,600	308,300
	12	207,700	272,500	302,700	309,900
	13	209,600	273,100	304,200	311,700
	14	211,400	274,400	306,000	314,000
	15	213,200	275,800	307,900	316,200
	16	215,200	277,300	309,500	317,900
	17	217,000	278,700	310,900	320,000
	18	218,900	280,100	313,200	321,900
	19	220,800	281,700	315,300	323,900
	20	222,000	283,300	317,000	326,100
	21	223,100	284,900	319,000	327,900
	22	224,400	286,700	321,000	329,700
	23	225,500	288,400	322,600	331,400
	24	227,000	290,300	324,700	333,500
	25	228,500	291,500	326,200	334,800
	26	230,100	293,500	327,800	337,000
	27	231,600	295,200	329,300	338,800
	28	233,100	297,100	331,000	340,700
	29	234,500	298,400	332,300	342,300
	30	236,000	299,800	334,100	344,300
	31	237,300	301,400	335,600	346,100
	32	238,900	302,700	337,300	348,300
	33	240,500	304,300	338,800	349,900
	34	242,100	305,900	340,400	351,300
	35	243,600	307,600	341,800	353,000
	36	245,400	309,000	343,800	354,600
	37	246,800	311,000	345,200	356,000
	38	248,600	312,300	346,500	358,100
	39	250,100	313,800	348,000	360,000
	40	251,800	315,800	349,200	362,000
	41	253,000	317,400	350,200	363,700
	42	254,500	318,900	351,800	365,600
	43	255,900	320,300	353,300	367,500
	44	257,200	322,000	354,800	369,500
	45	258,300	323,400	356,100	370,900

	46	259,900	325,000	357,400	373,000
	47	261,200	326,700	358,800	374,400
	48	262,800	328,200	360,300	376,000
	49	263,900	329,900	361,500	377,300
	50	265,100	331,300	362,600	379,200
	51	266,000	332,500	363,800	380,800
	52	266,700	334,200	364,700	382,600
	53	267,000	335,500	365,500	384,400
	54	267,500	336,600	366,900	386,200
	55	268,100	337,900	368,100	387,900
	56	269,100	339,100	369,500	389,700
	57	269,800	340,200	371,000	391,000
	58	270,800	341,300	372,200	392,500
	59	272,000	342,300	373,300	394,000
	60	273,300	343,300	374,600	395,500
	61	274,200	344,200	375,400	396,900
	62	274,800	345,200	376,500	398,100
	63	275,300	346,000	377,700	399,300
定年	64	276,600	347,000	378,900	400,600
前再	65	277,500	347,600	379,900	401,700
任用	66	278,700	348,300	380,800	402,700
短時	67	279,900	349,100	381,700	403,800
間勤	68	281,300	349,700	382,700	404,800
務教	69	282,200	350,300	383,500	405,700
職員	70	283,000	351,400	384,400	406,600
以外	71	283,600	352,200	385,200	407,500
の教	72	284,700	353,200	386,100	408,400
職員	73	285,600	354,500	386,900	409,100
	74	286,400	355,600	387,700	410,000
	75	287,400	356,700	388,600	410,700
	76	288,000	357,900	389,500	411,600
	77	288,700	358,700	390,200	412,300
	78	289,500	359,600	391,000	413,200
	79	290,400	360,500	391,600	414,000
	80	291,200	361,300	392,400	414,900
	81	291,700	362,100	392,700	415,600
	82	292,200	363,000	393,400	416,400
	83	292,700	363,900	394,100	417,300
	84	293,400	364,800	394,900	418,200
	85	294,000	365,600	395,500	418,800
	86	294,500	366,300	396,100	419,700
	87	295,100	366,900	396,700	420,600
	88	296,000	367,700	397,400	421,500
	89	296,700	368,600	398,000	422,000
	90	297,000	369,400	398,700	422,800
	91	297,200	370,200	399,400	423,500
	92	297,400	371,000	400,100	424,400
	93	297,500	371,600	400,600	425,000
	94	297,800	372,300	401,200	425,800
	95	298,100	372,900	401,700	426,700
	96	298,300	373,700	402,400	427,600

97	298,600	374,100	402,700	428,200
98	298,800	374,800	403,400	429,000
99	299,200	375,400	404,100	429,600
100	299,500	376,100	404,800	429,900
101	299,700	376,800	405,400	430,000
102	300,000	377,500	406,000	430,300
103	300,600	378,200	406,400	430,500
104	301,100	378,900	406,600	430,600
105	301,300	379,400	406,700	430,900
106		380,100	406,800	431,000
107		380,800	406,900	431,100
108		381,500	407,000	431,300
109		382,000	407,100	431,600
110		382,700	407,200	431,800
111		383,300	407,300	432,000
112		384,000	407,400	432,100
113		384,400	407,500	432,200
114		385,100	407,600	432,400
115		385,700	407,700	433,000
116		386,400	407,800	433,800
117		386,900	407,900	434,600
118		387,500	408,000	
119		388,200	408,100	
120		388,900	408,200	
121		389,400	408,300	
122		390,000	408,400	
123		390,700	408,500	
124		391,400	408,600	
125		391,900	408,700	
126		392,400		
127		392,900		
128		393,600		
129		394,000		
130		394,400		
131		394,800		
132		395,100		
133		395,400		
134		395,600		
135		395,800		
136		395,900		
137		396,000		
定年前再任用短時間勤務教職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	246,200	264,100	292,000	318,000

備考

- この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の学校事務職員に適用する。
- 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第3（第7条関係）

医 療 職 給 料 表 （2）

教職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	189,800	255,700	281,100
	2	190,900	257,300	282,800
	3	192,000	258,700	284,700
	4	193,700	260,400	286,600
	5	195,400	262,100	288,300
	6	197,200	263,500	290,400
	7	199,000	265,100	292,300
	8	200,600	266,800	294,600
	9	202,000	268,500	296,200
	10	204,000	270,000	298,500
	11	205,900	271,300	300,600
	12	207,700	272,500	302,700
	13	209,600	273,100	304,200
	14	211,400	274,400	306,000
	15	213,200	275,800	307,900
	16	215,200	277,300	309,500
	17	217,000	278,700	310,900
	18	218,900	280,100	313,200
	19	220,800	281,700	315,300
	20	222,000	283,300	317,000
	21	223,100	284,900	319,000
	22	224,400	286,700	321,000
	23	225,500	288,400	322,600
	24	227,000	290,300	324,700
	25	228,500	291,500	326,200
	26	230,100	293,500	327,800
	27	231,600	295,200	329,300
	28	233,100	297,100	331,000
	29	234,500	298,400	332,300
	30	236,000	299,800	334,100
	31	237,300	301,400	335,600
	32	238,900	302,700	337,300
	33	240,500	304,300	338,800
	34	242,100	305,900	340,400
	35	243,600	307,600	341,800
	36	245,400	309,000	343,800
	37	246,800	311,000	345,200
	38	248,600	312,300	346,500
	39	250,100	313,800	348,000
	40	251,800	315,800	349,200
	41	253,000	317,400	350,200
	42	254,500	318,900	351,800

	43	255,900	320,300	353,300
	44	257,200	322,000	354,800
	45	258,300	323,400	356,100
	46	259,900	325,000	357,400
	47	261,200	326,700	358,800
	48	262,800	328,200	360,300
	49	263,900	329,900	361,500
	50	265,100	331,300	362,600
	51	266,000	332,500	363,800
	52	266,700	334,200	364,700
	53	267,000	335,500	365,500
	54	268,000	336,600	366,900
	55	269,000	337,900	368,100
	56	270,100	339,100	369,500
	57	271,100	340,200	371,000
	58	272,400	341,300	372,200
	59	273,900	342,300	373,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員 以外 の教 職員	60	275,600	343,300	374,600
	61	276,800	344,200	375,400
	62	277,700	345,200	376,500
	63	278,700	346,000	377,700
	64	280,300	347,000	378,900
	65	281,400	347,600	379,900
	66	283,000	348,300	380,800
	67	284,500	349,100	381,700
	68	286,100	349,700	382,700
	69	287,500	350,300	383,500
	70	288,700	351,400	384,400
	71	289,600	352,200	385,200
	72	291,000	353,200	386,100
	73	292,400	354,500	386,900
	74	293,500	355,600	387,700
	75	294,700	356,700	388,600
	76	295,600	357,900	389,500
	77	297,000	358,700	390,200
	78	298,300	359,600	391,000
	79	299,500	360,500	391,600
	80	300,600	361,300	392,400
	81	301,700	362,100	392,700
	82	302,500	363,000	393,400
	83	303,300	363,900	394,100
	84	304,400	364,800	394,900
	85	305,300	365,600	395,500
	86	306,000	366,300	396,100
	87	306,800	366,900	396,700
	88	307,800	367,700	397,400
	89	309,000	368,600	398,000
	90	309,500	369,400	398,700
	91	310,000	370,200	399,400

92	310,700	371,000	400,100
93	311,000	371,600	400,600
94	311,200	372,300	401,200
95	311,400	372,900	401,700
96	311,600	373,700	402,400
97	311,800	374,100	402,700
98		374,800	403,400
99		375,400	404,100
100		376,100	404,800
101		376,800	405,400
102		377,500	406,000
103		378,200	406,400
104		378,900	406,600
105		379,400	406,700
106		380,100	406,800
107		380,800	406,900
108		381,500	407,000
109		382,000	407,100
110		382,700	407,200
111		383,300	407,300
112		384,000	407,400
113		384,400	407,500
114		385,100	407,600
115		385,700	407,700
116		386,400	407,800
117		386,900	407,900
118		387,500	
119		388,200	
120		388,900	
121		389,400	
122		390,000	
123		390,700	
124		391,400	
125		391,900	
126		392,400	
127		392,900	
128		393,600	
129		394,000	
定年前再任用短時間勤務教職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 248,800	円 264,100	円 292,000

備考

- この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の学校栄養職員に適用する。
- 任期付短時間勤務教職員である学校栄養職員の基礎となる給料月額は、1級13号給の給料月額に相当する額とする。

別表第7に次のように加える。

<p>5 災害 応急対 策等業 務手当</p>	<p>教職員が、災 害対策基本法 (昭和36年 法律第223 号)第2条第 1号に規定す る災害が発生 し、国又は本 市以外の地方 公共団体等の 要請に基づき 、本市以外の 地方公共団体 に派遣され、 災害応急対策 等の業務に従 事したときに 支給する。</p>	<p>従事した1日につき1,080円 次の各号に掲げる場合は、当該額に 当該各号に掲げる割合を乗じて得た 額を加算した額とする(同一の日に おいて当該各号のいずれにも該当す る場合は、第2号に定める割合を乗 じて得た額を加算するものとする。) (1) 午後6時から翌日の午前6 時までの間において業務に従事し た場合 100分の50 (2) 災害対策基本法、大規模地 震対策特別措置法(昭和53年法 律第73号)その他の法令等に基 づく設定され、立入禁止、退去命 令等の措置がなされた区域におい て業務に従事した場合 100分 の100</p>	
-------------------------------------	---	---	--

(北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第2条 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年北九州市条例第20号)の一部を次のように改正する。

付則第44項中「、第7項」を「及び第7項」に改め、「、第21条及び第39条」を「並びに第39条」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第38条第1項及び第2項の改正規定並びに同条例別表第7の改正規定並びに次項の規定 公布の日

(2) 第1条中北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第18条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる改正規定、同条第3項の改正

規定、同条例第19条第1項第2号の改正規定、同条例第20条第2項の改正規定、同条例第21条第1項第2号の改正規定、同条例第23条第1項本文の改正規定、同条例第30条第2項の改正規定、同条例第31条第3項の改正規定、同条例付則に1項を加える改正規定、第2条中北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例付則第44項の改正規定並びに付則第9項及び付則第10項の規定 令和7年4月1日

2 第1条の規定（前項第1号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第38条第1項及び第2項並びに別表第7の規定は、令和6年1月1日から適用する。

3 第1条の規定（付則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（以下「改正後の教職員給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

4 令和6年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（以下「改正前の教職員給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員のうち、教育委員会の定める教職員の改正後の教職員給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に教育委員会の定めるところによる。

（適用日前の異動者の号給の調整）

5 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（教職員が受けていた号給等の基礎）

6 前2項の規定の適用については、教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の教職員給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

7 施行日から令和7年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を

受けることとなる教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のある教職員の当該適用又は異動の日における号給については、まず改正前の教職員給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の教職員給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の教職員給与条例の規定を適用する場合において、改正前の教職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 9 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、付則第1項第2号に規定する改正規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第18条及び第19条の規定の適用については、同条例第18条第2項中

「(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
(3) 満60歳以上の父母及び祖父母
(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(5) 重度心身障害者」

とあるのは

「(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(6) 重度心身障害者」

と、同条第3項中「前項第2号から第5号までの扶養親族については1人につき7,500円、同項第1号に該当する扶養親族(以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円」とあるのは「前項第1号の扶養親族については1人につき5,500円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき7,500円

、同項第2号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万1,000円」とし、同条例第19条第1項第2号中「前条第2項第2号若しくは第4号」とあるのは「前条第2項第3号若しくは第5号」とする。

10 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、付則第1項第2号に規定する改正規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第18条及び第19条の規定の適用については、同条例第18条第2項中

- 「(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

とあるのは

- 「(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

と、同条第3項中「前項第2号から第5号までの扶養親族については1人につき7,500円、同項第1号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円」とあるのは「前項第1号の扶養親族については1人につき3,500円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき7,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万2,000円」とし、同条例第19条第1項第2号中「前条第2項第2号若しくは第4号」とあるのは「前条第2項第3号若しくは第5号」とする。

（委任）

11 付則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第52号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例（平成28年北九州市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項前段中「次条第2項」を「第6条第2項」に改める。

付則第9項中「の改定」の次に「（次項において「給料月額7割措置」という。）」を加え、付則に次の3項を加える。

10 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者の基礎在職期間中に、第3条第1項に規定する理由（当該理由が生じた日が給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この項において「7割措置減額日」という。）の前日までのものに限る。）によりその者の給料の月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料の月額のうち最も多いもの（以下この項及び次項において「特別特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額及び7割措置減額日の前日におけるその者の給料の月額（以下この項及び次項において「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

（1） その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第7条第2項の規定によりその例によることとされる退職手当条例第3条から第6条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（2） 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第7条第2項の規定によりその例によること

とされる退職手当条例第3条から第6条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が、第7条第2項の規定によりその例によることとされる退職手当条例第3条から第6条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

1 1 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 47.709以上 特別特定減額前給料月額に47.709を乗じて得た額

(2) 47.709未満 次のア又はイに掲げる前項第2号アに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 47.709以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 47.709未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に47.709から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

1 2 北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）又は北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年北九州市条例第122号）、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年北九州市条例第107号）若しくは北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成30年北九州市条例第22号）の適用を受けていた職員で、引き続きこの条例の適用を受けることとなる者に対する第3条第1項及び付則第10項の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額（北九州市職員の給与に関する条例又は北九州市上下水道局企業職員の給与の種類

及び基準を定める条例、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例若しくは北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例に基づく給料の月額を含む。) 」とする。

付 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

北九州市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第53号

北九州市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

北九州市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年北九州市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

北九州市子ども基本条例をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第54号

北九州市子ども基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第4条－第9条）

第3章 子どもの権利の保障

第1節 子どもの権利の保障のための努力義務（第10条－第15条）

第2節 生活等の場における子どもの権利の保障（第16条－第18条）

第4章 子どもの健康及び成長発達のための取組（第19条－第22条）

付則

子どものみなさんへ

みなさんは、一人の人間としてかけがえのない存在です。

みなさんの生命は大切なものです。

みなさんの尊厳は尊重され、その権利と自由は大切に守られます。

子どもは生まれたときから、その生まれや育ち、人種や性別、障害や病気のある、なしなどにかかわらず、一人一人が様々な個性や能力を持ち、誰もが大きな夢を抱き、未来への可能性が開かれています。

子どもは、保護者や多くの大人の愛情の下で、安心して育ち、遊び、学び、暮らしていく権利を持っています。

子どもは、様々な活動の場に参加し、感じたことや、考えたことを自由に伝え、表現する権利を持っています。

子どもは地域社会をつくる一員として、自ら学び、周りの人と協力していくことが大切です。

そして、全ての大人は、子どものために、子どもが安心して暮らし、成長する力を見守るだけでなく、子どもが感じたことや考えたことをしっかりと大切に受け止め、一緒に考え、子どもの育ちを支え、全ての子どもが誰一人取り残されない環境を整え、よりよい社会を作るために努力をします。

お互いの権利と自由を大切にし合うまちは、全ての人にとって夢や希望にあふれるまちになります。

子どもを取り巻く環境は、時代とともに常に変化し続けます。今は正しいと信じていることも、将来どのように変わっているか、そして、どのような新し

い考えや価値観が生まれてくるか、誰にも予測できません。

北九州市は、生きる権利や成長する権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利、暴力から守られる権利など世界のどこで生まれても子どもが持っている様々な権利が定められた「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子どもの声をしっかりと聞き、常に新しい情報や意見に耳を傾けながら、子どもの笑顔があふれるまちづくりを進めることを誓います。

この思いが将来にわたって引き継がれるよう、不断の見直しを約束し、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、保護者、施設関係者、事業者及び市民等の責務並びに子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもの権利の保障等を定めることにより、全ての子どもが心豊かな生活を送ることができるまちの実現を図り、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に満たない者その他これらの者と等しく子どもの権利が認められることが適当である者をいう。
- (2) 子どもの権利 日本国憲法が保障する基本的人権、児童の権利に関する条約に規定する権利及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令に規定する権利をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (4) 施設 市内に設置された、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の子どもが育ち、遊び又は学ぶ施設をいう。
- (5) 施設関係者 施設の設置者、管理者、職員その他当該施設において業務に従事する者をいう。
- (6) 事業者 市内において営利又は非営利の事業活動を行う個人又は団体をいう。
- (7) 市民等 市内に居住する者、市内の事業所若しくは事務所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事

業活動その他まちづくりに関する活動を行う者若しくは団体をいう。

(責務等)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に必要な支援を行う責務を有する。

2 保護者は、子どもの養育及び発達について主たる責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めるものとする。

3 施設関係者は、子どもの権利を尊重し、その保障に努めるものとする。

4 事業者は、従業員が仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めるものとする。

5 市民等は、地域全体で子どもを見守るよう努めるものとする。

6 市、保護者、施設関係者、事業者及び市民等は、子どもの権利を保障するため、相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第4条 この章に定める権利は、子どもが成長発達していくために、子どもの権利の中でも特に大切なものとして保障されなければならない。

2 子どもは、一人の人間として尊重され、その最善の利益が考慮されるものとする。

3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、その年齢及び発達の程度に応じて他の子どもの権利を尊重するよう努めるものとする。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 命が守られ、尊重されること。

(2) 愛情及び理解をもって育まれること。

(3) 平和で安全な環境で生活できること。

(4) 差別、いじめ、虐待、体罰、性的搾取、放置等によって心身を傷つけられないこと。

(5) 健康に生き、適切な医療が受けられること。

(自分を守り、自分が守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、自分が守られる権利を有しており、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) あらゆる権利の侵害から逃れられ、保護されること。

(2) 疲れを感じたときや、つらいと感じたときは、休むことができること。

- (3) 年齢及び発達の程度に応じて、ふさわしい生活のリズムが守られること。
- (4) プライバシーが守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (5) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 有害な労働を強いられないこと。
- (7) 有害な物質又は情報（ソーシャルネットワークサービス等インターネットの利用に係る情報を含む。）から守られること。

（自分らしく生きる権利）

第7条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) ありのままの自分が認められること。
- (2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。
- (3) 自分に関係することを年齢及び発達の程度に応じて自分で決めること。
- (4) 様々な芸術、文化及びスポーツに触れ親しむこと。

（心豊かに育つ権利）

第8条 子どもは、様々な経験を通して心豊かに育つ権利を有しており、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 良いことと悪いことの別及び社会のルールについて知ること。
- (4) 地域の歴史、伝統及び文化に触れること。

（社会に参加し、意見を表明する権利）

第9条 子どもは、自ら社会に参加し、自らの意見を表明する権利を有しており、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 自分の気持ち又は考えを表明し、それらが尊重されること。
- (2) 自分に直接関係することの意思決定に参加すること。
- (3) 地域及び社会の多様な活動に参加すること。
- (4) 社会参加に関して適切な支援が受けられること。
- (5) 仲間をつくり、仲間と集まること。

第3章 子どもの権利の保障

第1節 子どもの権利の保障のための努力義務

（子どもの権利侵害の救済）

第10条 市は、子どもの権利が侵害された場合に、その子どもを救済するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(子どもの意見表明等)

第11条 市は、子どもが意見を表明する機会の確保に努めるものとする。

2 市は、子どもが話したいことを自ら又は代理人を通じて話せるよう支援する施策及び子どもが話したいことを本人若しくは代理人の依頼により、又は本人若しくは代理人の承諾を得て代弁する施策の推進に努めるものとする。

3 市民等は、子どもが意見を表明する権利を尊重し、意見を表明しやすい環境を作ることができるよう努めるものとする。

4 市民等は、子どもの意見を聴いた場合、当該意見を聴いた結果について誠意をもって説明し、又は対話するよう努めるものとする。

(子どもの権利の周知啓発等)

第12条 市は、子どもの権利について、保護者、施設関係者、事業者及び市民等の関心及び理解を深めるため、周知啓発、学習の機会の提供及び研修の実施に努めるものとする。

(相談への対応)

第13条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもの不登校、子どものひきこもり、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども(次条において「ヤングケアラー」という。)又は子どもの障害特性について、市民等からの相談に専門的に対応できる相談員の育成及び配置に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する相談に係る子ども及び保護者の意向を踏まえ、必要に応じて、当該相談に係る窓口で情報を共有するとともに、当該相談の内容に係る分野を横断的に、かつ継続してこれらの者の支援に努めるものとする。

3 北九州市児童相談所設置条例(昭和38年北九州市条例第66号)第1条に規定する児童相談所(次項及び第17条第3項において「児童相談所」という。)の職員は、その職務の遂行に当たり、教育委員会、警察等の関係機関と連携して、効果的な職務の遂行に努めるものとする。

4 市は、児童福祉法第12条の2及び第12条の3の規定により児童相談所に置く職員について、専門資格を有する者の確保に努め、その専門性を高めるよう努めるものとする。

(ヤングケアラーに対する支援)

第14条 市は、ヤングケアラーに対しては、社会生活を円滑に営む上での困難の内容及び程度に応じ、当該ヤングケアラーの意思を十分に尊重しつつ、必要な支援に努めるものとする。

(性的指向等の多様性についての理解等)

第15条 市民等は、子どもの性的指向（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向をいう。次項において同じ。）及びジェンダーアイデンティティ（同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。次項において同じ。）の多様性について、地域社会での寛容性が高まるよう、理解に努めるものとする。

2 市は、事業者と連携し、子どもの性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性への理解の増進に関する施策の推進及び市民等への啓発に努めるものとする。

第2節 生活等の場における子どもの権利の保障

（家庭における権利の保障）

第16条 保護者は、その家庭において子どもの権利を保障するため、当該子どもが子どもである期間、心豊かに過ごすための生活環境を確保するよう努めるものとする。

2 保護者は、その子どもに対し、虐待及び体罰その他の子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動（次条第2項及び第3項において「虐待等」という。）をしてはならない。

3 市は、保護者が尊重され、その家庭において安心して子育てができるよう、必要な支援に努めるものとする。

（施設における権利の保障）

第17条 施設関係者は、子どもが遊び又は学びを通して、心豊かに生き、成長発達することができるよう、その成長過程にふさわしい居場所の確保及び環境の整備に努めるものとする。

2 施設関係者は、子どもに対し、虐待等をしてはならない。

3 施設関係者は、虐待等を受けた子どもの早期発見に努め、虐待等を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに、これを児童相談所に通告する等必要な措置を採るとともに、当該子ども及び保護者への支援に努めるものとする。

4 施設関係者は、いじめの防止に努めるとともに、いじめの事実があると思われるときは、当該いじめの当事者であるか否かにかかわらず関係する子どもに係る迅速かつ適切な措置を採るよう努めるものとする。

5 施設関係者は、学校に行くことができない子どものほか、国籍、障害、貧困、多様性等、様々な状況にある子ども及びその保護者が差別されず、安全・安心に過ごし、共生することができるよう、当該子ども及び保護者が置かれている状況の理解に努めるとともに、居場所を提供する等適切な支援に努

めるものとする。

- 6 施設関係者は、施設の運営及び子どもの処遇について、子どもに適切な情報を提供し、及び子どもの意見を聴くよう努めるものとする。
- 7 施設関係者は、子ども又はその保護者が当該子どもに関する情報を求めた場合は、当該子どもの権利及び他の子どもの権利に配慮して、関係する法令にのっとり当該情報を提供するよう努めるものとする。
- 8 施設関係者は、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業についての理解に努めるものとする。
- 9 市民等は、この条に規定する施設関係者の取組に関して理解を深め、当該取組が円滑に行えるよう施設関係者への協力に努めるものとする。
- 10 市は、放課後児童クラブにおいて業務に従事する者について、その専門性の向上、処遇の改善等に必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 11 市は、施設関係者が子どもの権利について理解を深めることができるよう、施設関係者に対する研修の充実に努めるものとする。

(地域における権利の保障)

第18条 市民等は、地域社会において、子どもの健やかで心豊かな成長発達に資する人間関係を構築し、地域の関係団体と連携を図りながら、子どもが自発的に活動できる地域づくりに努めるものとする。

- 2 市民等は、地域の関係団体と連携して、不登校及びひきこもりの子ども並びにその家族について、その置かれている状況を理解し、支援に努めるものとする。
- 3 市は、子どもの権利の保障に資する地域活動を実施する団体を支援し、かつ、その団体と連携を図るよう努めるものとする。
- 4 市は、罪を犯した少年(20歳に満たない者をいう。次項において同じ。)が再び罪を犯し、又は非行をしないよう、当該少年が地域社会の理解及び協力を得るための支援に努めるものとする。
- 5 市は、罪を犯した少年の家族が地域社会で孤立しないよう、支援に努めるものとする。

第4章 子どもの健康及び成長発達のための取組

(市の取組)

第19条 市は、化学物質等による健康への影響を未然に防止するため、科学的知見に基づいた情報の収集及び周知に努めるとともに、子どもの健康及び成長発達が十分に守られるよう努めるものとする。

- 2 市は、医療機関等と連携し、次に掲げることにより、子どもの健康を守るものとする。

- (1) 子どもの命を守る医療体制の確保に努めること。
- (2) 子どもの救急医療を守るために、市民等が救急用自動車の利用、夜間診療その他の救急医療に対する適切な認識を持つことができるよう、啓発に努めること。
- (3) 口腔の健康の獲得及び維持増進が子どもの成長発達に寄与することに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第1条に規定する歯科口腔保健に関する情報について、保護者及び子どもへの周知に努めること。
- (4) 子どもの疾病の予防に係る施策及び保護者がその子どもに検診を受けさせることが容易になる施策について検討するよう努めること。
(受動喫煙をさせないための配慮)

第20条 市民等は、子どもに健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第3号に規定する受動喫煙をさせることがないように配慮しなければならない。

(支援を必要とする子ども等への理解及び支援)

第21条 市民等は、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児その他の支援を必要とする子ども及びその保護者が置かれている状況を十分に理解し、当該子ども及び保護者を支援するよう努めるものとする。

2 市は、前項の規定による理解及び支援が進むよう、市民等に対する周知及び啓発に努めるとともに、同項に規定する子ども及びその保護者に対する支援に努めるものとする。

(子どもの健全な成長に必要な食育等)

第22条 市民等は、子どもの健全な成長に必要な食育及び食品の安全性についての理解に努めるものとする。

2 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下この項において「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割に鑑み、食育を積極的に推進するよう努めるものとする。

3 市は、北九州市立の学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校に通学する児童又は生徒が安心して同条第1項に規定する学校給食（次項において「学校給食」という。）を食べることができるよう、同法第11条第2項の規定により学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とされている学校給食費を当該保護者に負担させない施策

又は負担を軽減する施策等について検討するよう努めるものとする。

- 4 市は、食育の推進に当たって、学校給食で扱う食材については安全・安心な食材を使用し、及び地産地消に取り組むよう努めるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第45号

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年北九州市条例第42号）の施行期日は、令和6年12月23日とする。

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第46号

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市職員の特務手当に関する条例施行規則（昭和41年北九州市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「同表の4の項」を「同表の5の項」に、「同表の6の項」を「同表の8の項」に、「で次の各号のいずれかに該当する場合」を「（北九州市職員厚生会又は北九州市職員共済組合の互選議員の選挙に係る投票権を行使した場合に限る。）、北九州市職員の特務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和38年北九州市条例第20号）第10条第3項の規定に基づき有給休暇を受けた場合（選挙権を行使した場合に限る。）、選挙に関する事務に従事した場合その他市長が特に必要があると認めた場合」に、「免除された時間」を「職務に専念する義務を免除された時間、当該有給休暇を受けた時間、当該選挙に関する事務に従事した時間（正規の特務時間内のものに限る。）その他市長が特に必要があると認めた時間」に改め、「、条例付則第2項に定める手当以外の手当については」を削り、同項各号を削る。

第5条第1項中「同表の4の項」を「同表の5の項」に、「同表の6の項」を「同表の6の項の災害応急対策等業務手当、同表の8の項」に、「同表の9の項」を「同表の11の項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北九州市職員の特務手当に関する条例施行規則の規定は、令和6年1月1日から適用する。

北九州市上下水道事業審議会規則をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第47号

北九州市上下水道事業審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和38年北九州市条例第97号）第3条の規定に基づき、北九州市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席

を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道局において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第48号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年北九州市条例第51号）の施行期日は、令和6年12月23日とする。

北九州市告示第472号

北九州市芸術文化施設条例施行規則（平成15年北九州市規則第83号）第12条の規定により、北九州芸術劇場等の指定管理者を次のとおり告示する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定したもの		指定する期間
	名称	住所	
北九州芸術劇場	公益財団法人 北九州市芸術 文化振興財団	北九州市小倉 北区室町一丁 目1番1号	令和7年4月 1日から令和 10年3月3 1日まで
北九州市立響ホール			
北九州市立門司市民会館	共同企業体グ ループA2K	北九州市小倉 北区大門二丁 目1番8号	令和7年4月 1日から令和 12年3月3 1日まで
北九州市立若松市民会館			
北九州市立大手町練習場	公益財団法人 北九州市芸術 文化振興財団	北九州市小倉 北区室町一丁 目1番1号	令和7年4月 1日から令和 12年3月3 1日まで
北九州市立旧百三十銀行 ギャラリー	株式会社C O L T	北九州市小倉 北区米町一丁 目5番15号	令和7年4月 1日から令和 12年3月3 1日まで

北九州市告示第473号

北九州市環境ミュージアム条例施行規則（平成14年北九州市規則第33号）第14条の規定により、北九州市環境ミュージアムの指定管理者を次のとおり告示する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

指定管理者に指定したもの		指定する期間
名称	住所	
タカミヤ・里山・エックス共同事業体	北九州市八幡東区東田二丁目5番7号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

北九州市告示第474号

北九州市スポーツ施設条例施行規則（平成20年北九州市規則第23号）第8条の規定により、スポーツ施設における指定管理者を次のとおり告示する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定したもの		指定する期間
	名称	住所	
北九州市立総合体育館	公益財団法人北九州市スポーツ協会	北九州市八幡東区八王寺町4番1号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
北九州市立若松体育館			
北九州市立黒崎体育館			
北九州市立折尾スポーツセンター			
北九州市立香月スポーツセンター			
北九州市立小石プール			
北九州市立藤ノ元プール			
北九州市立沖田プール			
北九州市立鞆ヶ谷競技場			
北九州市立若松球技場			
北九州市立若松球場			
北九州市立若松庭球場			
北九州市立若松			

武道場			
北九州市立八幡西柔剣道場			
北九州市立新門司体育館	北九州スポーツネットワーク共同事業体	東京都品川区東品川四丁目10番1号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
北九州市立門司体育館			
北九州市立門司青少年体育館			
北九州市立小倉北体育館			
北九州市立小倉南体育館			
北九州市立城野体育館			
北九州市立曾根体育館			
北九州市立新門司温水プール			
北九州市立松ヶ江プール			
北九州市立朽網プール			
北九州市立門司庭球場			
北九州市立小倉南庭球場			
北九州市立小倉南武道場			
北九州市立小倉北柔剣道場			
北九州市立門司弓道場			
北九州市立城山体育館	スピナ・シンコースポーツ共同	北九州市八幡東区平野二丁	令和7年4月1日から令和

北九州市立桃園 市民プール	事業体	目 1 1 番 1 号	1 2 年 3 月 3 1 日 まで
北九州市立大谷 球場			
北九州市立城山 球場			
北九州市立城山 庭球場			
北九州市立浅生 スポーツセンター	戸畑スポーツ文 化グラウンドデザ イン	東京都墨田区 両国二丁目 1 0 番 1 4 号	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 1 2 年 3 月 3 1 日 まで
北九州市立新門 司球技場	特定非営利活動 法人北九州フッ トボールクラブ	北九州市門司 区新門司北二 丁目 6 番 2 号	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 1 2 年 3 月 3 1 日 まで
北九州市立新門 司運動場			
北九州市立新門 司庭球場			

北九州市告示第475号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第16条の4の規定により、スポーツ施設における指定管理者を次のとおり告示する。

令和6年12月20日

北九州市長 武内和久

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定したもの		指定する期間
	名称	住所	
大池プール	公益財団法人北九州市スポーツ協会	北九州市八幡東区八王寺町4番1号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
折尾プール			
上津役プール			
木屋瀬プール			
高炉台球場			
都島球場			
ひびきコスモス運動場			
香月中央運動場			
香月中央庭球場			
八幡東体育館			
和布刈塩水プール	北九州スポーツネットワーク共同事業体	東京都品川区東品川四丁目10番1号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
大里プール			
紫川河畔プール			
門司球場			
三萩野庭球場			
紫川河畔庭球場			
吉田太陽の丘庭球場			
田野浦庭球場			
勝山弓道場			
大里柔剣道場			
三萩野体育館			
桃園球場	スピナ・シンコースポーツ共同	北九州市八幡東区平野二丁目1	令和7年4月1日から令和
桃園運動場			

桃園庭球場	事業体	1 番 1 号	1 2 年 3 月 3 1 日 まで
桃園武道場			
城山緑地アーチ ェリー場			
桃園公園駐車施 設			
北九州市立桃園 公園			
文化記念プール (文化記念公園 管理棟含む。)	総合緑地建設株 式会社	北九州市小倉南 区大字合馬30 1番地	令和7年4月 1日から令和 12年3月3 1日まで
曾根臨海運動場			
文化記念庭球場			
北九州市民球場	北九州野球株式 会社	北九州市小倉北 区三萩野二丁目 10番1号	令和7年4月 1日から令和 12年3月3 1日まで
三萩野球場			
本城球場	株式会社スピナ	北九州市八幡東 区平野二丁目1 1番1号	令和7年4月 1日から令和 12年3月3 1日まで
的場池球場			
本城陸上競技場			
本城運動場			
的場池弓道場			
的場池体育館			

北九州市公告第 883 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 12 月 20 日

北九州市長 武内和久

- 1 物品等の名称及び数量
プラスチック収集用指定袋 520 万枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 6 年 12 月 5 日
- 4 落札者の名称及び住所
プラテック株式会社
福岡市博多区金の隈三丁目 6 番 22 号
- 5 落札金額
3, 186 万 400 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 6 年 10 月 23 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局管理規程第8号

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程及び北九州市上下水道局職員就業規則等の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月20日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程及び北九州市上下水道局職員就業規則等の一部を改正する規程の一部を改正する規程

(北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程(昭和39年北九州市水道局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第7号」を「次項第2号から第5号」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号を削り、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に、「前項第2号」を「前項第1号」に、「1万円」を「1万3,000円」に改める。

第12条の2第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第12条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第14条の2第1項において同じ。)」を加える。

第25条の2を削る。

付則に次の1項を加える。

(地域手当に関する特例措置)

24 当分の間、第12条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「100分の3」とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	189,800	255,700	281,100	288,300	328,500	359,300	419,600
	2	190,900	257,300	282,800	290,400	330,300	361,600	422,400
	3	192,000	258,700	284,700	292,300	332,000	364,000	425,100
	4	193,700	260,400	286,600	294,600	334,100	366,600	427,800
	5	195,400	262,100	288,300	296,400	335,600	368,800	430,600
	6	197,200	263,500	290,400	298,700	337,900	371,300	433,800
	7	199,000	265,100	292,300	300,800	339,800	373,700	437,000
	8	200,600	266,800	294,600	302,900	341,800	376,400	440,100
	9	202,000	268,500	296,200	304,700	343,400	378,700	443,300
	10	204,000	270,000	298,500	306,500	345,500	381,000	446,600
	11	205,900	271,300	300,600	308,300	347,400	383,000	449,900
	12	207,700	272,500	302,700	309,900	349,600	384,900	453,200
	13	209,600	273,100	304,200	311,700	351,400	386,700	456,500
	14	211,400	274,400	306,000	314,000	353,000	389,200	459,800
	15	213,200	275,800	307,900	316,200	354,700	391,700	462,900
	16	215,200	277,300	309,500	317,900	356,400	394,600	466,200
	17	217,000	278,700	310,900	320,000	358,000	397,300	469,400
	18	218,900	280,100	313,200	321,900	360,000	400,000	472,800
	19	220,800	281,700	315,300	323,900	362,100	402,800	476,100
	20	222,000	283,300	317,000	326,100	364,300	405,600	479,400
	21	223,100	284,900	319,000	327,900	366,100	408,100	482,800
	22	224,400	286,700	321,000	329,700	368,200	410,700	486,200
	23	225,500	288,400	322,600	331,400	370,300	413,300	489,700
	24	227,000	290,300	324,700	333,500	372,300	416,000	493,100
	25	228,500	291,500	326,200	334,800	374,300	418,300	496,200
	26	230,100	293,500	327,800	337,000	376,300	420,800	499,600
	27	231,600	295,200	329,300	338,800	377,900	423,300	503,000
	28	233,100	297,100	331,000	340,700	379,600	425,900	506,500
	29	234,500	298,400	332,300	342,300	380,800	428,400	509,700
	30	236,000	299,800	334,100	344,300	383,200	430,900	513,200
	31	237,300	301,400	335,600	346,100	385,200	433,400	516,600
	32	238,900	302,700	337,300	348,300	387,600	435,800	520,200
	33	240,500	304,300	338,800	349,900	389,700	438,200	523,400
	34	242,100	305,900	340,400	351,300	392,000	440,700	526,700
	35	243,600	307,600	341,800	353,000	394,100	443,200	530,000
	36	245,400	309,000	343,800	354,600	396,400	445,700	533,400
	37	246,800	311,000	345,200	356,000	398,300	448,100	536,500
	38	248,600	312,300	346,500	358,100	400,500	450,600	538,600
	39	250,100	313,800	348,000	360,000	402,700	452,800	540,700
	40	251,800	315,800	349,200	362,000	405,100	455,200	542,800
	41	253,000	317,400	350,200	363,700	407,300	457,700	544,800
	42	254,500	318,900	351,800	365,600	409,300	459,900	545,700

	43	255,900	320,300	353,300	367,500	411,400	462,100	546,600
	44	257,200	322,000	354,800	369,500	413,400	464,300	547,500
	45	258,300	323,400	356,100	370,900	415,400	466,400	548,400
	46	259,900	325,000	357,400	373,000	417,400	468,200	549,100
	47	261,200	326,700	358,800	374,400	419,400	470,100	549,700
	48	262,800	328,200	360,300	376,000	421,500	472,000	550,400
	49	263,900	329,900	361,500	377,300	423,400	473,500	551,400
	50	265,100	331,300	362,600	379,200	425,100	475,200	552,200
	51	266,000	332,500	363,800	380,800	426,900	476,900	553,100
	52	266,700	334,200	364,700	382,600	428,700	478,700	553,900
	53	267,000	335,500	365,500	384,400	430,200	480,400	554,300
	54	267,500	336,600	366,900	386,200	431,800	482,200	554,600
	55	268,100	337,900	368,100	387,900	433,300	483,800	555,500
	56	269,100	339,100	369,500	389,700	435,000	485,500	556,600
	57	269,800	340,200	371,000	391,000	436,500	487,200	557,400
	58	270,800	341,300	372,200	392,500	438,000	488,900	
	59	272,000	342,300	373,300	394,000	439,300	490,600	
	60	273,300	343,300	374,600	395,500	440,800	492,400	
	61	274,200	344,200	375,400	396,900	442,300	494,000	
	62	274,800	345,200	376,500	398,100	443,300	495,400	
	63	275,300	346,000	377,700	399,300	444,400	496,600	
	64	276,600	347,000	378,900	400,600	445,400	497,700	
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	65	277,500	347,600	379,900	401,700	446,200	498,400	
	66	278,700	348,300	380,800	402,700	447,200	498,800	
	67	279,900	349,100	381,700	403,800	448,200	499,200	
	68	281,300	349,700	382,700	404,800	449,200	499,500	
	69	282,200	350,300	383,500	405,700	450,000	499,800	
	70	283,000	351,400	384,400	406,600	451,000	499,900	
	71	283,600	352,200	385,200	407,500	451,900	500,200	
	72	284,700	353,200	386,100	408,400	452,900	500,500	
	73	285,600	354,500	386,900	409,100	453,800	500,900	
	74	286,400	355,600	387,700	410,000	454,700	501,100	
	75	287,400	356,700	388,600	410,700	455,700	501,400	
	76	288,000	357,900	389,500	411,600	456,700	501,500	
	77	288,700	358,700	390,200	412,300	457,200	501,800	
	78	289,500	359,600	391,000	413,200	458,100	502,000	
	79	290,400	360,500	391,600	414,000	458,800	502,900	
	80	291,200	361,300	392,400	414,900	459,400	503,800	
	81	291,700	362,100	392,700	415,600	459,600	504,700	
	82	292,200	363,000	393,400	416,400	459,900		
	83	292,700	363,900	394,100	417,300	460,300		
	84	293,400	364,800	394,900	418,200	460,600		
	85	294,000	365,600	395,500	418,800	460,800		
	86	294,500	366,300	396,100	419,700	461,000		
	87	295,100	366,900	396,700	420,600	461,200		
	88	296,000	367,700	397,400	421,500	461,500		
	89	296,700	368,600	398,000	422,000	461,900		
	90	297,000	369,400	398,700	422,800	462,200		
	91	297,200	370,200	399,400	423,500	462,600		
	92	297,400	371,000	400,100	424,400	462,800		
	93	297,500	371,600	400,600	425,000	462,900		

	94	297,800	372,300	401,200	425,800	463,200		
	95	298,100	372,900	401,700	426,700	464,000		
	96	298,300	373,700	402,400	427,600	464,900		
	97	298,600	374,100	402,700	428,200	465,800		
	98	298,800	374,800	403,400	429,000	466,600		
	99	299,200	375,400	404,100	429,600	467,500		
	100	299,500	376,100	404,800	429,900	468,400		
	101	299,700	376,800	405,400	430,000	469,200		
	102	300,000	377,500	406,000	430,300			
	103	300,600	378,200	406,400	430,500			
	104	301,100	378,900	406,600	430,600			
	105	301,300	379,400	406,700	430,900			
	106		380,100	406,800	431,000			
	107		380,800	406,900	431,100			
	108		381,500	407,000	431,300			
	109		382,000	407,100	431,600			
	110		382,700	407,200	431,800			
	111		383,300	407,300	432,000			
	112		384,000	407,400	432,100			
	113		384,400	407,500	432,200			
	114		385,100	407,600	432,400			
	115		385,700	407,700	433,000			
	116		386,400	407,800	433,800			
	117		386,900	407,900	434,600			
	118		387,500	408,000				
	119		388,200	408,100				
	120		388,900	408,200				
	121		389,400	408,300				
	122		390,000	408,400				
	123		390,700	408,500				
	124		391,400	408,600				
	125		391,900	408,700				
	126		392,400					
	127		392,900					
	128		393,600					
	129		394,000					
	130		394,400					
	131		394,800					
	132		395,100					
	133		395,400					
	134		395,600					
	135		395,800					
	136		395,900					
	137		396,000					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		246,200	264,100	292,000	318,000	361,600	421,700	491,300

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

給料表（2）

号給	給料月額
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

別表第4の特殊現場業務手当の項の次に次のように加える。

<p>災害応急対策等 業務手当</p>	<p>職員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務に従事したときに支給する。</p>	<p>従事した1日につき 1,080円 次の各号に掲げる場合は、当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする（同一の日において当該各号のいずれにも該当する場合は、第2号に定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。）。</p> <p>(1) 午後6時から翌日の午前6時までの間において業務に従事した場合 100分の50</p> <p>(2) 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域において業務に従事した場合 100分の100</p>
-------------------------	---	---

（北九州市上下水道局職員就業規則等の一部を改正する規程の一部改正）

第2条 北九州市上下水道局職員就業規則等の一部を改正する規程（令和4年北九州市上下水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

付則第7項中「、第12条及び第12条の3」を「並びに第12条」に改める。

付則別表中「311, 200円」を「318, 100円」に、「351, 600円」を「358, 500円」に、「400, 800円」を「407, 700円」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和6年12月23日から施行する。ただし、第1条中北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程第11条第1項ただし書の改正規定、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号を削る改正規定、同条第3項の改正規定、同規程第12条の2第2項の改正規定、同規程第12条の3第1項第2号の改正規定、同規程第25条の2を削る改正規定及び同規程付則に1項を加える改正規定並びに第2条中北九州市上下水道局職員就業規則等の一部を改正する規程付則第7項の改正規定並びに付則第5項及び付則第6項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程別表第4の特殊現場業務手当の項の次に1項を加える改正規定に限る。）による改正後の北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の規定は、令和6年1月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（第1項ただし書及び前項に規定する改正規定を除く。）による改正後の北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程（次項において「改正後の給与規程」という。）及び第2条の規定（第1項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の北九州市上下水道局職員就業規則等の一部を改正する規程（次項において「改正後の就業規則等の一部改正規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(改正後の規程の施行に関し必要な措置)

- 4 改正後の給与規程及び改正後の就業規則等の一部改正規程の施行に関し必要な措置については、北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年北九州市条例第42号）の規定が適用される職員の例によるものとする。

(令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、付則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第11条の規定の適用につい

ては、改正後の規程第11条第1項ただし書中「次項第2号から第5号」とあるのは「次項第1号に該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）及び同項第3号から第6号」と、同条第2項中

- 「（1） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- （2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- （3） 満60歳以上の父母及び祖父母
- （4） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- （5） 重度心身障害者」

とあるのは

- 「（1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- （2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- （3） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- （4） 満60歳以上の父母及び祖父母
- （5） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- （6） 重度心身障害者」

と、同条第3項中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「7,500円」とあるのは「5,500円」と、「にあつては、4,000円）、前項第1号」とあるのは「（以下この項において「6級職員」という。）にあつては、2,000円）、扶養親族たる父母等については1人につき7,500円（6級職員にあつては、4,000円）、前項第2号」と、「1万3,000円」とあるのは「1万1,000円」とする。

- 6 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、改正後の規程第11条の規定の適用については、改正後の規程第11条第1項ただし書中「次項第2号から第5号までのいずれか」とあるのは「次項第1号」と、「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「もの」とあるのは「もの（以下この項において「7級職員」という。）及び同表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（第3項において「6級職員」という。）に対しては、支給しないこととし、次項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、7級職員」と、同条第2項中

- 「（1） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- （2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

とあるのは

「(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

と、同条第3項中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「7,500円(給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものにあつては、4,000円)、前項第1号」とあるのは「3,500円、扶養親族たる父母等については1人につき7,500円(6級職員にあつては、4,000円)、前項第2号」と、「1万3,000円」とあるのは「1万2,000円」とする。

(委任)

7 付則第4項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

北九州市上下水道局公告第182号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年12月20日

北九州市上下水道局長 持山泰生

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

井手浦浄水場他19施設電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所 仕様書で定めるとおり

(5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。

イ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での落札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条にお

いて準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年1月9日までに競争入札参加資格審査の申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局水道部浄水課

イ 期間 この公告の日から令和7年2月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和6年12月30日から令和7年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市上下水道局水道部浄水課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年1月15日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所にこの公告の日から令和7年1月16日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年2月5日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 日時 令和7年2月6日午前10時30分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度及びその翌年度において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155

6 Summary

- (1) The contract item up for tender:
Power supply to Ideura Water Purification Plant and other 19 facilities
- (2) Deadline of Tender (by hand) :
10:30a.m. February 6.2025
- (3) Deadline of Tender (by mail) :
5:00p.m. February 5 2025
- (4) For further information, please contact :
Water Purification Control Division, Water Service Department,
Water and Sewer Bureau, City of Kitakyushu,
1-1 Otemachi, Kokurakita-ku, kitakyushu-city 803-0814 Japan TEL
093-582-3155

北九州市交通局管理規程第8号

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程及び北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月20日

北九州市交通局長 白石 基

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程及び北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程

(北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号」を「前項第2号から第5号」に、「同項第2号」を「同項第1号」に、「1万円」を「1万3,000円」に改める。

第12条中「。以下「市給与条例施行規則」という。」を削る。

第13条第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第14条第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第16条の2第1項において同じ。)」を加える。

第31条の2を削る。

付則に次の1項を加える。

(地域手当に関する特例措置)

38 当分の間、第13条第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「100分の3」とする。

別表第1から別表第2の2までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

企業職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	189,800	255,700	281,100	288,300	328,500	359,300
	2	190,900	257,300	282,800	290,400	330,300	361,600
	3	192,000	258,700	284,700	292,300	332,000	364,000
	4	193,700	260,400	286,600	294,600	334,100	366,600
	5	195,400	262,100	288,300	296,400	335,600	368,800
	6	197,200	263,500	290,400	298,700	337,900	371,300
	7	199,000	265,100	292,300	300,800	339,800	373,700
	8	200,600	266,800	294,600	302,900	341,800	376,400
	9	202,000	268,500	296,200	304,700	343,400	378,700
	10	204,000	270,000	298,500	306,500	345,500	381,000
	11	205,900	271,300	300,600	308,300	347,400	383,000
	12	207,700	272,500	302,700	309,900	349,600	384,900
	13	209,600	273,100	304,200	311,700	351,400	386,700
	14	211,400	274,400	306,000	314,000	353,000	389,200
	15	213,200	275,800	307,900	316,200	354,700	391,700
	16	215,200	277,300	309,500	317,900	356,400	394,600
	17	217,000	278,700	310,900	320,000	358,000	397,300
	18	218,900	280,100	313,200	321,900	360,000	400,000
	19	220,800	281,700	315,300	323,900	362,100	402,800
	20	222,000	283,300	317,000	326,100	364,300	405,600
	21	223,100	284,900	319,000	327,900	366,100	408,100
	22	224,400	286,700	321,000	329,700	368,200	410,700
	23	225,500	288,400	322,600	331,400	370,300	413,300
	24	227,000	290,300	324,700	333,500	372,300	416,000
	25	228,500	291,500	326,200	334,800	374,300	418,300
	26	230,100	293,500	327,800	337,000	376,300	420,800
	27	231,600	295,200	329,300	338,800	377,900	423,300
	28	233,100	297,100	331,000	340,700	379,600	425,900
	29	234,500	298,400	332,300	342,300	380,800	428,400
	30	236,000	299,800	334,100	344,300	383,200	430,900
	31	237,300	301,400	335,600	346,100	385,200	433,400
	32	238,900	302,700	337,300	348,300	387,600	435,800
	33	240,500	304,300	338,800	349,900	389,700	438,200
	34	242,100	305,900	340,400	351,300	392,000	440,700
	35	243,600	307,600	341,800	353,000	394,100	443,200
	36	245,400	309,000	343,800	354,600	396,400	445,700
	37	246,800	311,000	345,200	356,000	398,300	448,100
	38	248,600	312,300	346,500	358,100	400,500	450,600
	39	250,100	313,800	348,000	360,000	402,700	452,800
	40	251,800	315,800	349,200	362,000	405,100	455,200
	41	253,000	317,400	350,200	363,700	407,300	457,700
	42	254,500	318,900	351,800	365,600	409,300	459,900

	43	255,900	320,300	353,300	367,500	411,400	462,100
	44	257,200	322,000	354,800	369,500	413,400	464,300
	45	258,300	323,400	356,100	370,900	415,400	466,400
	46	259,900	325,000	357,400	373,000	417,400	468,200
	47	261,200	326,700	358,800	374,400	419,400	470,100
	48	262,800	328,200	360,300	376,000	421,500	472,000
	49	263,900	329,900	361,500	377,300	423,400	473,500
	50	265,100	331,300	362,600	379,200	425,100	475,200
	51	266,000	332,500	363,800	380,800	426,900	476,900
	52	266,700	334,200	364,700	382,600	428,700	478,700
	53	267,000	335,500	365,500	384,400	430,200	480,400
	54	267,500	336,600	366,900	386,200	431,800	482,200
	55	268,100	337,900	368,100	387,900	433,300	483,800
	56	269,100	339,100	369,500	389,700	435,000	485,500
	57	269,800	340,200	371,000	391,000	436,500	487,200
	58	270,800	341,300	372,200	392,500	438,000	488,900
	59	272,000	342,300	373,300	394,000	439,300	490,600
	60	273,300	343,300	374,600	395,500	440,800	492,400
	61	274,200	344,200	375,400	396,900	442,300	494,000
	62	274,800	345,200	376,500	398,100	443,300	495,400
	63	275,300	346,000	377,700	399,300	444,400	496,600
	64	276,600	347,000	378,900	400,600	445,400	497,700
定年	65	277,500	347,600	379,900	401,700	446,200	498,400
前再	66	278,700	348,300	380,800	402,700	447,200	498,800
任用	67	279,900	349,100	381,700	403,800	448,200	499,200
短時	68	281,300	349,700	382,700	404,800	449,200	499,500
間勤	69	282,200	350,300	383,500	405,700	450,000	499,800
務職	70	283,000	351,400	384,400	406,600	451,000	499,900
員以	71	283,600	352,200	385,200	407,500	451,900	500,200
外の	72	284,700	353,200	386,100	408,400	452,900	500,500
職員	73	285,600	354,500	386,900	409,100	453,800	500,900
	74	286,400	355,600	387,700	410,000	454,700	501,100
	75	287,400	356,700	388,600	410,700	455,700	501,400
	76	288,000	357,900	389,500	411,600	456,700	501,500
	77	288,700	358,700	390,200	412,300	457,200	501,800
	78	289,500	359,600	391,000	413,200	458,100	502,000
	79	290,400	360,500	391,600	414,000	458,800	502,900
	80	291,200	361,300	392,400	414,900	459,400	503,800
	81	291,700	362,100	392,700	415,600	459,600	504,700
	82	292,200	363,000	393,400	416,400	459,900	
	83	292,700	363,900	394,100	417,300	460,300	
	84	293,400	364,800	394,900	418,200	460,600	
	85	294,000	365,600	395,500	418,800	460,800	
	86	294,500	366,300	396,100	419,700	461,000	
	87	295,100	366,900	396,700	420,600	461,200	
	88	296,000	367,700	397,400	421,500	461,500	
	89	296,700	368,600	398,000	422,000	461,900	
	90	297,000	369,400	398,700	422,800	462,200	
	91	297,200	370,200	399,400	423,500	462,600	

92	297,400	371,000	400,100	424,400	462,800	
93	297,500	371,600	400,600	425,000	462,900	
94	297,800	372,300	401,200	425,800	463,200	
95	298,100	372,900	401,700	426,700	464,000	
96	298,300	373,700	402,400	427,600	464,900	
97	298,600	374,100	402,700	428,200	465,800	
98	298,800	374,800	403,400	429,000	466,600	
99	299,200	375,400	404,100	429,600	467,500	
100	299,500	376,100	404,800	429,900	468,400	
101	299,700	376,800	405,400	430,000	469,200	
102	300,000	377,500	406,000	430,300		
103	300,600	378,200	406,400	430,500		
104	301,100	378,900	406,600	430,600		
105	301,300	379,400	406,700	430,900		
106		380,100	406,800	431,000		
107		380,800	406,900	431,100		
108		381,500	407,000	431,300		
109		382,000	407,100	431,600		
110		382,700	407,200	431,800		
111		383,300	407,300	432,000		
112		384,000	407,400	432,100		
113		384,400	407,500	432,200		
114		385,100	407,600	432,400		
115		385,700	407,700	433,000		
116		386,400	407,800	433,800		
117		386,900	407,900	434,600		
118		387,500	408,000			
119		388,200	408,100			
120		388,900	408,200			
121		389,400	408,300			
122		390,000	408,400			
123		390,700	408,500			
124		391,400	408,600			
125		391,900	408,700			
126		392,400				
127		392,900				
128		393,600				
129		394,000				
130		394,400				
131		394,800				
132		395,100				
133		395,400				
134		395,600				
135		395,800				
136		395,900				
137		396,000				
定年前再任用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円

短時間勤務職員	246,200	264,100	292,000	318,000	361,600	421,700
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第2（第2条関係）

企業職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	176,800	206,600	225,500	240,400
	2	177,500	207,100	226,600	241,600
	3	178,200	207,600	227,500	242,900
	4	178,900	208,400	228,800	244,400
	5	179,400	209,100	229,800	245,800
	6	180,200	210,200	230,900	246,800
	7	181,000	211,000	232,100	247,400
	8	181,800	212,100	233,300	248,400
	9	182,700	212,600	234,400	249,200
	10	183,600	213,600	235,600	250,500
	11	184,500	214,400	236,500	251,500
	12	185,500	215,300	237,300	253,000
	13	186,200	216,300	237,500	253,900
	14	187,200	217,400	238,200	254,800
	15	188,100	218,500	238,900	256,100
	16	189,800	219,800	239,900	257,000
	17	191,100	220,600	240,300	258,400
	18	192,600	222,000	241,600	259,600
	19	193,900	223,200	242,900	260,800
	20	195,100	224,300	244,400	261,700
	21	196,400	225,200	245,800	263,300
	22	197,400	226,300	246,800	264,400
	23	198,400	227,200	247,400	265,400
	24	199,200	228,400	248,400	267,100
	25	200,000	229,300	249,200	268,200
	26	200,900	230,200	250,700	269,600
	27	201,600	231,400	251,800	270,500
	28	202,600	232,700	253,300	271,900
	29	203,300	233,800	254,000	272,900
	30	204,500	235,000	254,900	274,300
	31	205,500	236,000	256,200	275,700
	32	205,700	236,700	257,100	276,900
	33	205,900	236,900	258,500	278,000
	34	206,300	237,800	259,700	279,300
	35	206,800	238,500	260,900	280,700
	36	207,800	239,600	261,800	282,200
	37	208,400	240,200	263,400	283,200
	38	209,400	241,500	264,500	284,400
	39	210,200	242,800	265,500	285,700
	40	211,100	244,300	267,200	286,800
	41	211,600	245,700	268,300	288,100
	42	212,600	246,700	269,700	289,700

	43	213,300	247,200	270,700	291,100
	44	214,200	248,100	272,200	292,600
	45	214,900	248,500	273,100	294,000
	46	216,000	249,700	274,400	295,400
	47	217,000	250,600	275,900	296,800
	48	218,200	251,800	277,000	298,500
	49	218,800	252,800	277,700	299,300
	50	219,900	253,400	278,700	300,600
	51	220,700	254,500	279,600	301,800
	52	221,700	255,300	280,800	302,800
	53	222,300	256,300	281,300	304,200
	54	223,300	257,000	282,300	305,600
	55	223,800	257,800	283,600	306,700
	56	224,500	258,600	284,800	308,400
	57	225,500	260,000	285,800	309,700
	58	226,300	260,700	287,100	311,200
	59	227,000	261,500	288,200	312,700
	60	227,800	262,800	289,300	314,300
	61	228,500	263,500	290,500	315,400
	62	229,100	264,500	291,500	316,800
	63	229,700	265,100	292,400	318,100
	64	229,900	266,300	293,500	319,400
	65	230,100	267,000	294,500	320,600
	66	230,300	267,500	295,400	321,900
定年	67	230,500	268,400	296,300	323,200
前再	68	230,800	269,000	297,100	324,500
任用	69	231,000	269,600	297,900	325,700
短時	70	231,800	270,500	298,900	327,000
間勤	71	232,600	271,100	299,700	328,300
務職	72	233,700	271,900	300,800	329,600
員以	73	234,600	272,300	301,900	330,800
外の	74	234,800	273,000	303,100	332,000
職員	75	235,000	273,900	304,100	333,200
	76	235,200	274,700	305,100	334,400
	77	235,400	275,400	305,900	335,600
	78	235,600	276,200	307,000	336,700
	79	236,100	277,100	308,000	337,800
	80	236,900	278,000	309,000	338,900
	81	237,500	278,900	310,000	339,900
	82	238,000	279,600	311,100	340,700
	83	238,400	280,300	312,200	341,700
	84	239,300	281,300	313,300	342,800
	85	240,000	281,800	314,200	343,800
	86	240,700	282,300	315,100	344,800
	87	241,500	282,800	316,100	345,900
	88	242,100	283,300	317,100	346,900
	89	242,800	283,800	318,100	347,800
	90	243,500	284,400	319,000	348,900
	91	244,000	284,700	320,000	349,900

92	244,600	285,400	321,000	351,000
93	245,200	286,000	322,000	351,800
94	245,900	286,700	322,900	352,600
95	246,100	287,200	323,800	353,400
96	246,800	287,800	324,700	354,300
97	247,400	288,200	325,600	354,900
98	247,900	288,800	326,200	355,800
99	248,600	289,400	327,000	356,700
100	249,300	289,900	327,900	357,600
101	249,800	290,600	328,500	358,400
102	250,400	290,900	329,300	359,200
103	250,800	291,400	330,200	360,000
104	251,400	292,000	331,100	360,900
105	251,900	292,600	331,800	361,300
106	252,400	293,200	332,600	361,800
107	252,900	293,800	333,400	362,400
108	253,300	294,300	334,200	363,000
109	254,000	294,900	334,800	363,500
110	254,300	295,400	335,600	363,800
111	254,700	295,900	336,300	364,200
112	255,100	296,300	337,100	364,500
113	255,600	296,800	337,700	364,800
114	256,000	297,200	338,400	364,900
115	256,500	297,600	339,000	365,000
116	257,000	298,100	339,600	365,100
117	257,500	298,400	340,300	365,300
118	257,900	298,600	341,000	365,500
119	258,300	298,800	341,700	365,700
120	258,900	299,300	342,400	365,900
121	259,000	299,700	343,000	366,200
122	259,500	300,100	343,600	366,400
123	260,000	300,500	344,300	366,600
124	260,600	301,000	345,000	366,800
125	260,800	301,300	345,500	367,000
126	261,300	301,700	345,900	
127	261,700	302,100	346,400	
128	262,100	302,400	346,900	
129	262,600	302,700	347,500	
130	263,000	303,100		
131	263,300	303,400		
132	263,700	303,800		
133	263,900	304,100		
134		304,400		
135		304,800		
136		305,200		
137		305,400		
138		305,700		
139		306,000		
140		306,400		

	141		306,600		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 243,300	円 245,400	円 251,900	円 279,200

備考

- 1 この表は、旅客自動車運転者、旅客自動車整備士その他別に管理者が定める職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第2の2（第2条関係）

企業職特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

別表第4の2の66の項から141の項までを次のように改める。

66	37	50	57
67	38	51	58
68	38	52	58
69	39	53	59
70	39	53	59
71	40	54	60
72	40	54	60
73	41	55	61
74	41	55	62
75	42	56	63
76	42	56	64
77	43	57	65
78	43	58	66
79	44	59	67
80	44	60	68
81	45	61	69
82	45	62	69
83	46	63	70
84	46	64	70
85	47	65	71
86	47	65	71
87	48	66	72
88	48	66	72
89	49	67	73
90	49	67	74
91	50	68	75
92	50	68	76

9 3	5 1	6 9	7 7
9 4	5 1	6 9	7 7
9 5	5 2	7 0	7 8
9 6	5 2	7 0	7 8
9 7	5 3	7 1	7 9
9 8	5 4	7 1	7 9
9 9	5 5	7 2	8 0
1 0 0	5 6	7 2	8 0
1 0 1	5 7	7 3	8 1
1 0 2	5 7	7 3	8 2
1 0 3	5 8	7 4	8 3
1 0 4	5 8	7 4	8 4
1 0 5	5 9	7 5	8 5
1 0 6	5 9	7 5	8 5
1 0 7	6 0	7 6	8 6
1 0 8	6 0	7 6	8 6
1 0 9	6 1	7 7	8 7
1 1 0	6 1	7 7	8 7
1 1 1	6 2	7 8	8 8
1 1 2	6 2	7 8	8 8
1 1 3	6 3	7 9	8 8
1 1 4	6 3	7 9	8 9
1 1 5	6 4	8 0	9 0
1 1 6	6 4	8 0	9 1
1 1 7	6 5	8 1	9 2
1 1 8	6 5	8 1	9 2
1 1 9	6 6	8 1	9 3
1 2 0	6 6	8 2	9 3

1 2 1	6 7	8 2	9 4
1 2 2	6 7	8 2	9 4
1 2 3	6 8	8 3	9 5
1 2 4	6 8	8 3	9 5
1 2 5	6 9	8 3	9 6
1 2 6	6 9	8 4	9 6
1 2 7	7 0	8 4	9 7
1 2 8	7 0	8 4	9 7
1 2 9	7 1	8 5	9 8
1 3 0	7 1	8 5	
1 3 1	7 2	8 5	
1 3 2	7 2	8 6	
1 3 3	7 3	8 6	
1 3 4		8 6	
1 3 5		8 7	
1 3 6		8 7	
1 3 7		8 7	
1 3 8		8 8	
1 3 9		8 8	
1 4 0		8 8	
1 4 1		8 9	

別表第5に次のように加える。

災害応急対策等業務手当	職員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務に従事	従事した1日につき1,080円 次の各号に掲げる場合は、当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加	
-------------	--	--	--

<p>したときに支給する。</p>		<p>算した額とする (同一の日において当該各号のいずれにも該当する場合は、第2号に定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。) (1) 午後6時から翌日の午前6時までの間において業務に従事した場合 100分の50 (2) 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域において業務に従事した場合 100分の100</p>	
-------------------	--	--	--

(北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程(令和4年北九州市交通局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

付則第7項中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

付則別表中「311, 200円」を「318, 100円」に、「351, 600円」を「358, 500円」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和6年12月23日から施行する。ただし、第1条中北九州市交通局企業職員の給与に関する規程第11条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる改正規定、同条第3項の改正規定、同規程第12条の改正規定、同規程第13条第2項の改正規定、同規程第14条第1項第2号の改正規定、同規程第31条の2を削る改正規定及び同規程付則に1項を加える改正規定並びに第2条中北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程付則第7項の改正規定並びに付則第5項及び付則第6項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（北九州市交通局企業職員の給与に関する規程別表第5に次のように加える改正規定に限る。）による改正後の北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の規定は、令和6年1月1日から適用する。

3 第1条の規定（第1項ただし書及び前項に規定する改正規定を除く。）による改正後の北九州市交通局企業職員の給与に関する規程（次項において「改正後の給与規程」という。）及び第2条の規定（第1項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程（次項において「改正後の就業規程等の一部改正規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(改正後の規程の施行に関し必要な措置)

4 改正後の給与規程及び改正後の就業規程等の一部改正規程の施行に関し必要な措置については、北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年北九州市条例第42号）の規定が適用される職員の例によるものとする。

(令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、付則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の北九州市交通局企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第11条の規定の適用については、改正後の規程第11条第2項中

「(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者」

とあるのは

「(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者」

と、同条第3項中「前項第2号から第5号」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族については1人につき5,500円(企業職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの(以下この項において「6級職員」という。)にあっては、2,000円)、同項第3号から第6号」と、「企業職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの」とあるのは「6級職員」と、「1万3,000円」とあるのは「1万1,000円」とする。

6 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、改正後の規程第11条の規定の適用については、改正後の規程第11条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第1号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの(第3項において「6級職員」という。)に対しては、支給しない」と、同条第2項中

「(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者」

とあるのは

「(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟
妹

(6) 重度心身障害者

と、同条第3項中「前項第2号から第5号」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族については1人につき3,500円、同項第3号から第6号」と、「企業職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの」とあるのは「6級職員」と、「1万3,000円」とあるのは「1万2,000円」とする。

(委任)

7 付則第4項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

北九州市公営競技局管理規程第6号

北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程及び北九州市公営競技局職員就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月20日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程及び北九州市公営競技局職員就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程

(北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号」を「次項第2号から第5号」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に、「前項第2号」を「前項第1号」に、「1万円」を「1万3,000円」に改める。

第16条第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第17条第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第20条第1項において同じ。)」を加える。

第20条の次に次の1条を加える。

(特殊勤務手当)

第20条の2 特殊勤務手当の種類、支給範囲及び手当の額は、別表第4のとおりとする。

2 特殊勤務手当の額の計算方法等については、北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和41年北九州市条例第43号)及びこれに基づく規則を準用する。

第33条を削り、第34条を第33条とし、第35条から第40条までを1条ずつ繰り上げる。

付則に次の1項を加える。

(地域手当に関する特例措置)

21 当分の間、第16条第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「100分の3」とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	189,800	255,700	281,100	288,300	328,500	359,300	419,600
	2	190,900	257,300	282,800	290,400	330,300	361,600	422,400
	3	192,000	258,700	284,700	292,300	332,000	364,000	425,100
	4	193,700	260,400	286,600	294,600	334,100	366,600	427,800
	5	195,400	262,100	288,300	296,400	335,600	368,800	430,600
	6	197,200	263,500	290,400	298,700	337,900	371,300	433,800
	7	199,000	265,100	292,300	300,800	339,800	373,700	437,000
	8	200,600	266,800	294,600	302,900	341,800	376,400	440,100
	9	202,000	268,500	296,200	304,700	343,400	378,700	443,300
	10	204,000	270,000	298,500	306,500	345,500	381,000	446,600
	11	205,900	271,300	300,600	308,300	347,400	383,000	449,900
	12	207,700	272,500	302,700	309,900	349,600	384,900	453,200
	13	209,600	273,100	304,200	311,700	351,400	386,700	456,500
	14	211,400	274,400	306,000	314,000	353,000	389,200	459,800
	15	213,200	275,800	307,900	316,200	354,700	391,700	462,900
	16	215,200	277,300	309,500	317,900	356,400	394,600	466,200
	17	217,000	278,700	310,900	320,000	358,000	397,300	469,400
	18	218,900	280,100	313,200	321,900	360,000	400,000	472,800
	19	220,800	281,700	315,300	323,900	362,100	402,800	476,100
	20	222,000	283,300	317,000	326,100	364,300	405,600	479,400
	21	223,100	284,900	319,000	327,900	366,100	408,100	482,800
	22	224,400	286,700	321,000	329,700	368,200	410,700	486,200
	23	225,500	288,400	322,600	331,400	370,300	413,300	489,700
	24	227,000	290,300	324,700	333,500	372,300	416,000	493,100
	25	228,500	291,500	326,200	334,800	374,300	418,300	496,200
	26	230,100	293,500	327,800	337,000	376,300	420,800	499,600
	27	231,600	295,200	329,300	338,800	377,900	423,300	503,000
	28	233,100	297,100	331,000	340,700	379,600	425,900	506,500
	29	234,500	298,400	332,300	342,300	380,800	428,400	509,700
	30	236,000	299,800	334,100	344,300	383,200	430,900	513,200
	31	237,300	301,400	335,600	346,100	385,200	433,400	516,600
	32	238,900	302,700	337,300	348,300	387,600	435,800	520,200
	33	240,500	304,300	338,800	349,900	389,700	438,200	523,400
	34	242,100	305,900	340,400	351,300	392,000	440,700	526,700
	35	243,600	307,600	341,800	353,000	394,100	443,200	530,000
	36	245,400	309,000	343,800	354,600	396,400	445,700	533,400
	37	246,800	311,000	345,200	356,000	398,300	448,100	536,500
	38	248,600	312,300	346,500	358,100	400,500	450,600	538,600
	39	250,100	313,800	348,000	360,000	402,700	452,800	540,700
	40	251,800	315,800	349,200	362,000	405,100	455,200	542,800
	41	253,000	317,400	350,200	363,700	407,300	457,700	544,800
	42	254,500	318,900	351,800	365,600	409,300	459,900	545,700

	43	255,900	320,300	353,300	367,500	411,400	462,100	546,600
	44	257,200	322,000	354,800	369,500	413,400	464,300	547,500
	45	258,300	323,400	356,100	370,900	415,400	466,400	548,400
	46	259,900	325,000	357,400	373,000	417,400	468,200	549,100
	47	261,200	326,700	358,800	374,400	419,400	470,100	549,700
	48	262,800	328,200	360,300	376,000	421,500	472,000	550,400
	49	263,900	329,900	361,500	377,300	423,400	473,500	551,400
	50	265,100	331,300	362,600	379,200	425,100	475,200	552,200
	51	266,000	332,500	363,800	380,800	426,900	476,900	553,100
	52	266,700	334,200	364,700	382,600	428,700	478,700	553,900
	53	267,000	335,500	365,500	384,400	430,200	480,400	554,300
	54	267,500	336,600	366,900	386,200	431,800	482,200	554,600
	55	268,100	337,900	368,100	387,900	433,300	483,800	555,500
	56	269,100	339,100	369,500	389,700	435,000	485,500	556,600
	57	269,800	340,200	371,000	391,000	436,500	487,200	557,400
	58	270,800	341,300	372,200	392,500	438,000	488,900	
	59	272,000	342,300	373,300	394,000	439,300	490,600	
	60	273,300	343,300	374,600	395,500	440,800	492,400	
	61	274,200	344,200	375,400	396,900	442,300	494,000	
	62	274,800	345,200	376,500	398,100	443,300	495,400	
	63	275,300	346,000	377,700	399,300	444,400	496,600	
	64	276,600	347,000	378,900	400,600	445,400	497,700	
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	65	277,500	347,600	379,900	401,700	446,200	498,400	
	66	278,700	348,300	380,800	402,700	447,200	498,800	
	67	279,900	349,100	381,700	403,800	448,200	499,200	
	68	281,300	349,700	382,700	404,800	449,200	499,500	
	69	282,200	350,300	383,500	405,700	450,000	499,800	
	70	283,000	351,400	384,400	406,600	451,000	499,900	
	71	283,600	352,200	385,200	407,500	451,900	500,200	
	72	284,700	353,200	386,100	408,400	452,900	500,500	
	73	285,600	354,500	386,900	409,100	453,800	500,900	
	74	286,400	355,600	387,700	410,000	454,700	501,100	
	75	287,400	356,700	388,600	410,700	455,700	501,400	
	76	288,000	357,900	389,500	411,600	456,700	501,500	
	77	288,700	358,700	390,200	412,300	457,200	501,800	
	78	289,500	359,600	391,000	413,200	458,100	502,000	
	79	290,400	360,500	391,600	414,000	458,800	502,900	
	80	291,200	361,300	392,400	414,900	459,400	503,800	
	81	291,700	362,100	392,700	415,600	459,600	504,700	
	82	292,200	363,000	393,400	416,400	459,900		
	83	292,700	363,900	394,100	417,300	460,300		
	84	293,400	364,800	394,900	418,200	460,600		
	85	294,000	365,600	395,500	418,800	460,800		
	86	294,500	366,300	396,100	419,700	461,000		
	87	295,100	366,900	396,700	420,600	461,200		
	88	296,000	367,700	397,400	421,500	461,500		
	89	296,700	368,600	398,000	422,000	461,900		
	90	297,000	369,400	398,700	422,800	462,200		
	91	297,200	370,200	399,400	423,500	462,600		
	92	297,400	371,000	400,100	424,400	462,800		
	93	297,500	371,600	400,600	425,000	462,900		

	94	297,800	372,300	401,200	425,800	463,200		
	95	298,100	372,900	401,700	426,700	464,000		
	96	298,300	373,700	402,400	427,600	464,900		
	97	298,600	374,100	402,700	428,200	465,800		
	98	298,800	374,800	403,400	429,000	466,600		
	99	299,200	375,400	404,100	429,600	467,500		
	100	299,500	376,100	404,800	429,900	468,400		
	101	299,700	376,800	405,400	430,000	469,200		
	102	300,000	377,500	406,000	430,300			
	103	300,600	378,200	406,400	430,500			
	104	301,100	378,900	406,600	430,600			
	105	301,300	379,400	406,700	430,900			
	106		380,100	406,800	431,000			
	107		380,800	406,900	431,100			
	108		381,500	407,000	431,300			
	109		382,000	407,100	431,600			
	110		382,700	407,200	431,800			
	111		383,300	407,300	432,000			
	112		384,000	407,400	432,100			
	113		384,400	407,500	432,200			
	114		385,100	407,600	432,400			
	115		385,700	407,700	433,000			
	116		386,400	407,800	433,800			
	117		386,900	407,900	434,600			
	118		387,500	408,000				
	119		388,200	408,100				
	120		388,900	408,200				
	121		389,400	408,300				
	122		390,000	408,400				
	123		390,700	408,500				
	124		391,400	408,600				
	125		391,900	408,700				
	126		392,400					
	127		392,900					
	128		393,600					
	129		394,000					
	130		394,400					
	131		394,800					
	132		395,100					
	133		395,400					
	134		395,600					
	135		395,800					
	136		395,900					
	137		396,000					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		246,200	264,100	292,000	318,000	361,600	421,700	491,300

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

給料表（2）

号給	給料月額
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第20条の2関係）

種類	支給範囲	手当額
災害応急対策等 業務手当	職員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務に従事したときに支給する。	<p>従事した1日につき 1,080円</p> <p>次の各号に掲げる場合は、当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする（同一の日において当該各号のいずれにも該当する場合は、第2号に定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。）。</p> <p>(1) 午後6時から翌日の午前6時までの間において業務に従事した場合 100分の50</p> <p>(2) 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域において業務に従事した場合 100分の100</p>

（北九州市公営競技局職員就業規程等の一部を改正する規程の一部改正）

第2条 北九州市公営競技局職員就業規程等の一部を改正する規程（令和4年北九州市公営競技局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

付則第7項中「、第15条並びに第17条」を「並びに第15条」に改める。

付則別表中「311, 200円」を「318, 100円」に、「351, 600円」を「358, 500円」に、「400, 800円」を「407, 700円」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和6年12月23日から施行する。ただし、第1条中北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程第14条第1項ただし書の改正規定、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる改正規定、同条第3項の改正規定、同規程第16条第2項の改正規定、同規程第17条第1項第2号の改正規定、同規程第33条を削り、第34条を第33条とし、第35条から第40条までを1条ずつ繰り上げる改正規定及び同規程付則に1項を加える改正規定並びに第2条中北九州市公営競技局職員就業規程等の一部を改正する規程付則第7項の改正規定並びに付則第5項及び付則第6項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程第20条の次に1条を加える改正規定及び同規程別表第3の次に1表を加える改正規定に限る。）による改正後の北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程の規定は、令和6年1月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（第1項ただし書及び前項に規定する改正規定を除く。）による改正後の北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程（次項において「改正後の給与規程」という。）及び第2条の規定（第1項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の北九州市公営競技局職員就業規程等の一部を改正する規程（次項において「改正後の就業規程等の一部改正規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（改正後の規程の施行に関し必要な措置）

- 4 改正後の給与規程及び改正後の就業規程等の一部改正規程の施行に関し必要な措置については、北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年北九州市条例第42号）の規定が適用される職員の例によるものとする。

（令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、付則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第14条の規定の適用については、改正後の規程第14条第1項ただし書中「次項第2号から第5号」とあるのは「次項第1号に該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）及び同項第3号から第6号」と、同条第2項中

- 「（1） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- （2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- （3） 満60歳以上の父母及び祖父母
- （4） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- （5） 重度心身障害者」

とあるのは

- 「（1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- （2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- （3） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- （4） 満60歳以上の父母及び祖父母
- （5） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- （6） 重度心身障害者」

と、同条第3項中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「7,500円」とあるのは「5,500円」と、「にあつては、4,000円）、前項第1号」とあるのは「（以下この項において「6級職員」という。）にあつては、2,000円）、扶養親族たる父母等については1人につき7,500円（6級職員にあつては、4,000円）、前項第2号」と、「1万3,000円」とあるのは「1万1,000円」とする。

6 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、改正後の規程第14条の規定の適用については、改正後の規程第14条第1項ただし書中「次項第2号から第5号までのいずれか」とあるのは「次項第1号」と、「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「もの」とあるのは「もの（以下この項において「7級職員」という。）及び同表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（第3項において「6級職員」という。）に対しては、支給しないこととし、次項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という

。)に係る扶養手当は、7級職員」と、同条第2項中

- 「(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者」

とあるのは

- 「(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者」

と、同条第3項中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「7, 500円（給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものにあつては、4, 000円）、前項第1号」とあるのは「3, 500円、扶養親族たる父母等については1人につき7, 500円（6級職員にあつては、4, 000円）、前項第2号」と、「1万3, 000円」とあるのは「1万2, 000円」とする。

（委任）

7 付則第4項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第10号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教員特殊業務手当」の次に「及び同項第5号の災害応急対策等業務手当」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、令和6年1月1日から適用する。

北九州市選挙管理委員会告示第9号

令和7年1月26日執行予定の北九州市議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録基準日を、次のとおり定める。

令和6年12月17日

北九州市選挙管理委員会
委員長 新 上 健 一

登録基準日 令和7年1月16日（選挙人名簿登録資格の年齢については、同月26日）

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

北九州市人事委員会委員長 高 橋 直 人

北九州市人事委員会規則第 4 号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 4 1 年北九州市人事委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 3 のアの表の 5 8 の項から 1 3 7 の項までを次のように改める。

5 8	2 2	4 5	5 7	4 2	4 3	3 3
5 9	2 3	4 6	5 8	4 3	4 4	3 4
6 0	2 4	4 6	5 8	4 4	4 4	3 4
6 1	2 5	4 7	5 9	4 5	4 5	3 5
6 2	2 5	4 7	5 9	4 6	4 5	3 5
6 3	2 6	4 8	6 0	4 7	4 6	3 6
6 4	2 6	4 8	6 0	4 8	4 6	3 6
6 5	2 7	4 9	6 1	4 9	4 7	3 6
6 6	2 7	5 0	6 1	4 9	4 7	3 6
6 7	2 8	5 1	6 2	5 0	4 8	3 6
6 8	2 8	5 2	6 2	5 0	4 8	3 6
6 9	2 9	5 3	6 3	5 1	4 9	3 6
7 0	3 0	5 3	6 3	5 1	4 9	3 7
7 1	3 1	5 4	6 4	5 2	4 9	3 7
7 2	3 2	5 4	6 4	5 2	5 0	3 7
7 3	3 3	5 5	6 5	5 3	5 0	3 7
7 4	3 3	5 5	6 5	5 3	5 0	3 7
7 5	3 4	5 6	6 6	5 4	5 1	3 7
7 6	3 4	5 6	6 6	5 4	5 1	3 7
7 7	3 5	5 7	6 7	5 5	5 1	3 7
7 8	3 5	5 8	6 7	5 5	5 2	3 7

7 9	3 6	5 9	6 8	5 6	5 2	3 7
8 0	3 6	6 0	6 8	5 6	5 2	3 8
8 1	3 7	6 1	6 9	5 7	5 3	3 8
8 2	3 7	6 2	6 9	5 7	5 3	
8 3	3 7	6 3	7 0	5 7	5 3	
8 4	3 7	6 4	7 0	5 8	5 3	
8 5	3 8	6 5	7 1	5 8	5 3	
8 6	3 8	6 5	7 1	5 8	5 3	
8 7	3 8	6 6	7 2	5 9	5 3	
8 8	3 8	6 6	7 2	5 9	5 3	
8 9	3 9	6 7	7 3	5 9	5 3	
9 0	3 9	6 7	7 3	6 0	5 3	
9 1	3 9	6 8	7 4	6 0	5 4	
9 2	3 9	6 8	7 4	6 0	5 4	
9 3	4 0	6 9	7 5	6 1	5 4	
9 4	4 0	6 9	7 5	6 1	5 4	
9 5	4 0	7 0	7 6	6 1	5 4	
9 6	4 0	7 0	7 6	6 2	5 4	
9 7	4 1	7 1	7 7	6 2	5 4	
9 8	4 1	7 1	7 7	6 2	5 4	
9 9	4 1	7 2	7 8	6 3	5 4	
1 0 0	4 2	7 2	7 8	6 3	5 4	
1 0 1	4 2	7 3	7 8	6 3	5 4	
1 0 2	4 2	7 3	7 8	6 3		
1 0 3	4 3	7 4	7 9	6 3		
1 0 4	4 3	7 4	7 9	6 3		
1 0 5	4 3	7 5	8 0	6 4		
1 0 6		7 5	8 0	6 4		

1 0 7		7 6	8 0	6 4		
1 0 8		7 6	8 0	6 4		
1 0 9		7 7	8 0	6 4		
1 1 0		7 8	8 0	6 4		
1 1 1		7 9	8 0	6 4		
1 1 2		8 0	8 0	6 4		
1 1 3		8 0	8 0	6 5		
1 1 4		8 0	8 0	6 5		
1 1 5		8 1	8 0	6 5		
1 1 6		8 1	8 0	6 5		
1 1 7		8 2	8 0	6 5		
1 1 8		8 2	8 0			
1 1 9		8 3	8 0			
1 2 0		8 3	8 0			
1 2 1		8 4	8 0			
1 2 2		8 5	8 0			
1 2 3		8 6	8 1			
1 2 4		8 7	8 1			
1 2 5		8 7	8 1			
1 2 6		8 8				
1 2 7		8 9				
1 2 8		9 0				
1 2 9		9 1				
1 3 0		9 1				
1 3 1		9 2				
1 3 2		9 2				
1 3 3		9 3				
1 3 4		9 3				

1 3 5		9 4				
1 3 6		9 4				
1 3 7		9 5				

別表第 1 3 のイの表の 5 4 の項から 1 3 7 の項までを次のように改める。

5 4	2 5	5 4	4 2	3 8	4 1	3 1
5 5	2 6	5 5	4 3	3 9	4 2	3 2
5 6	2 6	5 6	4 4	4 0	4 2	3 2
5 7	2 7	5 7	4 5	4 1	4 3	3 3
5 8	2 7	5 7	4 6	4 2	4 3	3 3
5 9	2 8	5 8	4 7	4 3	4 4	3 4
6 0	2 8	5 8	4 8	4 4	4 4	3 4
6 1	2 9	5 9	4 9	4 5	4 5	3 5
6 2	3 0	5 9	5 0	4 6	4 5	3 5
6 3	3 1	6 0	5 1	4 7	4 6	3 6
6 4	3 2	6 0	5 2	4 8	4 6	3 6
6 5	3 3	6 1	5 3	4 9	4 7	3 6
6 6	3 3	6 2	5 4	4 9	4 7	3 6
6 7	3 4	6 3	5 5	5 0	4 8	3 6
6 8	3 4	6 4	5 6	5 0	4 8	3 6
6 9	3 5	6 5	5 7	5 1	4 9	3 6
7 0	3 5	6 5	5 7	5 1	4 9	3 7
7 1	3 6	6 6	5 8	5 2	4 9	3 7
7 2	3 6	6 6	5 8	5 2	5 0	3 7
7 3	3 7	6 7	5 9	5 3	5 0	3 7
7 4	3 7	6 7	5 9	5 3	5 0	3 7
7 5	3 7	6 8	6 0	5 4	5 1	3 7
7 6	3 8	6 8	6 0	5 4	5 1	3 7
7 7	3 8	6 9	6 1	5 5	5 1	3 7

7 8	3 8	7 0	6 1	5 5	5 2	3 7
7 9	3 9	7 1	6 2	5 6	5 2	3 7
8 0	3 9	7 2	6 2	5 6	5 2	3 8
8 1	3 9	7 3	6 3	5 7	5 3	3 8
8 2	4 0	7 4	6 3	5 7	5 3	
8 3	4 0	7 5	6 4	5 7	5 3	
8 4	4 0	7 6	6 4	5 8	5 3	
8 5	4 1	7 7	6 5	5 8	5 3	
8 6	4 1	7 7	6 5	5 8	5 4	
8 7	4 1	7 8	6 6	5 9	5 4	
8 8	4 2	7 8	6 6	5 9	5 4	
8 9	4 2	7 9	6 7	5 9	5 4	
9 0	4 2	7 9	6 7	6 0	5 4	
9 1	4 3	8 0	6 8	6 0	5 4	
9 2	4 3	8 0	6 8	6 0	5 4	
9 3	4 3	8 1	6 9	6 1	5 4	
9 4	4 4	8 1	6 9	6 1	5 4	
9 5	4 4	8 2	7 0	6 1	5 4	
9 6	4 4	8 2	7 0	6 2	5 5	
9 7	4 5	8 3	7 1	6 2	5 5	
9 8	4 5	8 3	7 1	6 2	5 5	
9 9	4 6	8 4	7 2	6 3	5 5	
1 0 0	4 6	8 4	7 2	6 3	5 5	
1 0 1	4 7	8 5	7 3	6 3	5 5	
1 0 2	4 7	8 5	7 3	6 4	5 5	
1 0 3	4 8	8 6	7 4	6 4	5 6	
1 0 4	4 8	8 6	7 4	6 4	5 6	
1 0 5	4 9	8 7	7 5	6 4	5 6	

1 0 6	4 9	8 7	7 5	6 4		
1 0 7	5 0	8 8	7 6	6 4		
1 0 8	5 0	8 8	7 6	6 4		
1 0 9	5 1	8 9	7 7	6 5		
1 1 0	5 1	9 0	7 7	6 5		
1 1 1	5 2	9 1	7 8	6 5		
1 1 2	5 2	9 2	7 8	6 5		
1 1 3	5 3	9 3	7 9	6 5		
1 1 4	5 3	9 3	7 9	6 5		
1 1 5	5 4	9 4	8 0	6 5		
1 1 6	5 4	9 4	8 0	6 5		
1 1 7	5 5	9 5	8 1	6 6		
1 1 8		9 5	8 1	6 6		
1 1 9		9 6	8 1	6 6		
1 2 0		9 6	8 1	6 6		
1 2 1		9 6	8 1	6 6		
1 2 2		9 7	8 1			
1 2 3		9 8	8 1			
1 2 4		9 9	8 1			
1 2 5		1 0 0	8 2			
1 2 6		1 0 1	8 2			
1 2 7		1 0 2	8 2			
1 2 8		1 0 3	8 2			
1 2 9		1 0 4	8 2			
1 3 0		1 0 5	8 2			
1 3 1		1 0 6	8 2			
1 3 2		1 0 7	8 2			
1 3 3		1 0 7	8 3			

1 3 4		1 0 8	8 3			
1 3 5		1 0 9	8 4			
1 3 6		1 1 0	8 4			
1 3 7		1 1 1	8 4			

別表第 1 3 のエの表の 9 0 の項から 1 4 1 の項までを次のように改める。

9 0						5 3
9 1						5 4
9 2						5 4
9 3						5 5
9 4						5 5
9 5						5 6
9 6						5 6
9 7						5 7
9 8						5 7
9 9						5 8
1 0 0						5 8
1 0 1						5 9
1 0 2						5 9
1 0 3						6 0
1 0 4						6 0
1 0 5						6 1
1 0 6						6 2
1 0 7						6 3
1 0 8						6 4
1 0 9						6 5
1 1 0						6 5
1 1 1						6 6
1 1 2						6 6

1 1 3	6 7
1 1 4	6 7
1 1 5	6 8
1 1 6	6 8
1 1 7	6 9
1 1 8	6 9
1 1 9	7 0
1 2 0	7 0
1 2 1	7 1
1 2 2	7 1
1 2 3	7 2
1 2 4	7 2
1 2 5	7 2
1 2 6	7 2
1 2 7	7 2
1 2 8	7 2
1 2 9	7 3
1 3 0	7 3
1 3 1	7 3
1 3 2	7 3
1 3 3	7 3
1 3 4	7 3
1 3 5	7 3
1 3 6	7 3
1 3 7	7 4
1 3 8	7 4
1 3 9	7 4
1 4 0	7 4

1 4 1	7 4
-------	-----

別表第 1 3 のオの表の 6 6 の項から 1 1 1 の項までを次のように改める。

6 6	4 6	4 5	3 9
6 7	4 7	4 6	4 0
6 8	4 8	4 6	4 0
6 9	4 9	4 7	4 1
7 0	4 9	4 7	4 1
7 1	5 0	4 8	4 2
7 2	5 0	4 8	4 2
7 3	5 1	4 9	4 2
7 4	5 1	5 0	4 2
7 5	5 2	5 1	4 3
7 6	5 2	5 2	4 3
7 7	5 3	5 3	4 4
7 8	5 4	5 3	4 4
7 9	5 5	5 4	4 5
8 0	5 6	5 4	4 5
8 1	5 7	5 5	4 5
8 2	5 7	5 5	4 5
8 3	5 8	5 6	4 6
8 4	5 8	5 6	4 6
8 5	5 9	5 7	4 7
8 6	5 9	5 8	4 7
8 7	6 0	5 9	4 8
8 8	6 0	6 0	4 8
8 9	6 1	6 1	4 8
9 0	6 1	6 1	
9 1	6 2	6 2	

9 2	6 2	6 2	
9 3	6 3	6 2	
9 4	6 3	6 2	
9 5	6 4	6 3	
9 6	6 4	6 3	
9 7	6 5	6 4	
9 8	6 5	6 4	
9 9	6 6	6 5	
1 0 0	6 6	6 5	
1 0 1	6 6	6 5	
1 0 2	6 6	6 5	
1 0 3	6 7	6 6	
1 0 4	6 7	6 6	
1 0 5	6 8	6 7	
1 0 6	6 9	6 7	
1 0 7	7 0	6 8	
1 0 8	7 1	6 8	
1 0 9	7 1	6 8	
1 1 0	7 2		
1 1 1	7 3		

別表第 1 3 のカの表の 6 2 の項から 1 1 7 の項までを次のように改める。

6 2	1 8	6 1	2 5
6 3	1 9	6 2	2 6
6 4	2 0	6 2	2 6
6 5	2 1	6 3	2 7
6 6	2 2	6 3	2 7
6 7	2 3	6 4	2 8
6 8	2 4	6 4	2 8

6 9	2 5	6 5	2 9
7 0	2 6	6 6	2 9
7 1	2 7	6 7	3 0
7 2	2 8	6 8	3 0
7 3	2 9	6 9	3 0
7 4	3 0	6 9	3 0
7 5	3 1	6 9	3 1
7 6	3 2	7 0	3 1
7 7	3 3	7 0	3 2
7 8	3 3	7 0	3 2
7 9	3 4	7 0	3 2
8 0	3 4	7 0	3 3
8 1	3 5	7 0	3 3
8 2	3 5	7 0	3 3
8 3	3 6	7 0	3 3
8 4	3 6	7 0	3 3
8 5	3 7	7 1	3 3
8 6	3 8	7 1	3 4
8 7	3 9	7 2	3 4
8 8	4 0	7 2	3 4
8 9	4 1	7 2	3 4
9 0	4 1	7 2	
9 1	4 2	7 3	
9 2	4 2	7 3	
9 3	4 3	7 3	
9 4	4 3		
9 5	4 4		
9 6	4 4		

9 7	4 5		
9 8	4 5		
9 9	4 5		
1 0 0	4 6		
1 0 1	4 6		
1 0 2	4 6		
1 0 3	4 6		
1 0 4	4 6		
1 0 5	4 6		
1 0 6	4 7		
1 0 7	4 7		
1 0 8	4 7		
1 0 9	4 7		
1 1 0	4 7		
1 1 1	4 7		
1 1 2	4 8		
1 1 3	4 8		
1 1 4	4 8		
1 1 5	4 9		
1 1 6	4 9		
1 1 7	4 9		

別表第 1 3 のキの表の 5 8 の項から 1 2 3 の項までを次のように改める。

5 8	2 2	4 5	5 7	4 2
5 9	2 3	4 6	5 8	4 3
6 0	2 4	4 6	5 8	4 4
6 1	2 5	4 7	5 9	4 5
6 2	2 6	4 7	5 9	4 6
6 3	2 7	4 8	6 0	4 7

6 4	2 8	4 8	6 0	4 8
6 5	2 9	4 9	6 1	4 9
6 6	3 0	5 0	6 1	4 9
6 7	3 1	5 1	6 2	5 0
6 8	3 2	5 2	6 2	5 0
6 9	3 3	5 3	6 3	5 1
7 0	3 4	5 3	6 3	5 1
7 1	3 5	5 4	6 4	5 2
7 2	3 6	5 4	6 4	5 2
7 3	3 7	5 5	6 5	5 3
7 4	3 7	5 5	6 5	5 3
7 5	3 8	5 6	6 6	5 4
7 6	3 8	5 6	6 6	5 4
7 7	3 9	5 7	6 7	5 5
7 8	3 9	5 8	6 7	5 5
7 9	4 0	5 9	6 8	5 6
8 0	4 0	6 0	6 8	5 6
8 1	4 1	6 1	6 9	5 7
8 2	4 2	6 2	6 9	5 7
8 3	4 3	6 3	7 0	5 7
8 4	4 4	6 4	7 0	5 8
8 5	4 5	6 5	7 1	5 8
8 6	4 5	6 5	7 1	5 8
8 7	4 5	6 6	7 2	5 9
8 8	4 6	6 6	7 2	5 9
8 9	4 6	6 7	7 3	5 9
9 0	4 6	6 7	7 3	6 0
9 1	4 7	6 8	7 4	6 0

9 2	4 7	6 8	7 4	6 0
9 3	4 7	6 9	7 5	6 1
9 4	4 8	6 9	7 5	6 1
9 5	4 8	7 0	7 6	6 1
9 6	4 8	7 0	7 6	6 2
9 7	4 9	7 1	7 7	6 2
9 8		7 1	7 7	6 2
9 9		7 2	7 8	6 3
1 0 0		7 2	7 8	6 3
1 0 1		7 3	7 8	6 3
1 0 2		7 3	7 8	6 3
1 0 3		7 4	7 9	6 3
1 0 4		7 4	7 9	6 3
1 0 5		7 5	8 0	6 4
1 0 6		7 5	8 0	6 4
1 0 7		7 6	8 0	6 4
1 0 8		7 6	8 0	6 4
1 0 9		7 7	8 0	6 4
1 1 0		7 8	8 0	6 4
1 1 1		7 9	8 0	6 4
1 1 2		8 0	8 0	6 4
1 1 3		8 0	8 1	6 5
1 1 4		8 0	8 1	6 5
1 1 5		8 1	8 1	6 5
1 1 6		8 1	8 1	6 5
1 1 7		8 2	8 1	6 5
1 1 8		8 2		
1 1 9		8 3		

1 2 0		8 3	
1 2 1		8 4	
1 2 2		8 5	
1 2 3		8 6	

別表第 1 3 のクの表の 1 1 4 の項から 1 5 3 の項までを次のように改める。

1 1 4	8 5	9 6
1 1 5	8 6	9 7
1 1 6	8 6	9 7
1 1 7	8 7	9 7
1 1 8	8 7	9 7
1 1 9	8 8	9 8
1 2 0	8 8	9 8
1 2 1	8 9	9 9
1 2 2	8 9	9 9
1 2 3	9 0	1 0 0
1 2 4	9 0	1 0 0
1 2 5	9 1	1 0 0
1 2 6	9 1	
1 2 7	9 2	
1 2 8	9 2	
1 2 9	9 3	
1 3 0	9 3	
1 3 1	9 4	
1 3 2	9 4	
1 3 3	9 5	
1 3 4	9 5	
1 3 5	9 6	
1 3 6	9 6	

1 3 7	9 6	
1 3 8	9 7	
1 3 9	9 8	
1 4 0	9 9	
1 4 1	1 0 0	
1 4 2	1 0 1	
1 4 3	1 0 2	
1 4 4	1 0 3	
1 4 5	1 0 4	
1 4 6	1 0 4	
1 4 7	1 0 5	
1 4 8	1 0 5	
1 4 9	1 0 5	
1 5 0	1 0 5	
1 5 1	1 0 6	
1 5 2	1 0 6	
1 5 3	1 0 7	

付 則

この規則は、令和6年12月23日から施行し、改正後の別表第13のアの表、イの表及びエの表からクの表までの規定は、令和6年4月1日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市人事委員会委員長 高橋直人

北九州市人事委員会規則第5号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（平成21年北九州市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

期間の区分	支給額
	円
16年未満	310,000
16年以上17年未満	306,700
17年以上18年未満	303,400
18年以上19年未満	300,100
19年以上20年未満	296,800
20年以上21年未満	293,500
21年以上22年未満	281,500
22年以上23年未満	268,000
23年以上24年未満	254,500
24年以上25年未満	241,000
25年以上26年未満	227,500
26年以上27年未満	210,500
27年以上28年未満	193,500
28年以上29年未満	176,500
29年以上30年未満	159,500
30年以上31年未満	142,000
31年以上32年未満	124,500
32年以上33年未満	107,000
33年以上34年未満	87,000
34年以上35年未満	67,000

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

付 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 3 日から施行し、改正後の別表の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

北九州市人事委員会委員長 高橋直人

北九州市人事委員会規則第6号

教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成29年北九州市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第8のアの表の昇格後の号給の3級の欄中

「

6 4
6 5

」を「

6 4
6 4

」に、

「

6 6
6 6
6 6
6 6
6 6
6 6
6 6
6 7

」を「

6 5
6 5
6 5
6 6
6 6
6 6
6 6
6 6

」に

改める。

別表第8のイの表の昇格後の号給の特2級の欄中

「

6 6
6 7
6 8
6 9
6 9
7 0
7 0
7 1

」を「

6 5
6 6
6 6
6 7
6 7
6 8
6 8
6 9

」に

7 1
7 2

7 0
7 1

」 」

改め、同表の昇格後の号給の3級の欄中

「

5 4
5 5
5 6
5 7
5 7
5 8
5 8
5 9
5 9
6 0
6 0
6 1
6 1
6 2
6 2
6 3
6 3
6 4

」

を

「

5 3
5 4
5 4
5 5
5 5
5 6
5 6
5 7
5 7
5 8
5 8
5 9
5 9
6 0
6 0
6 1
6 1
6 2
6 2
6 3
6 3

」

に、

「

7 4
7 4
7 4
7 4
7 4
7 5
7 5
7 5
7 5
7 6

」

「

7 3
7 3
7 4
7 4
7 4
7 4
7 4
7 5
7 5
7 5

」

7 7		7 5	
7 7		7 6	
7 7		7 6	
7 7		7 6	
7 7	を	7 6	に
7 7		7 6	
7 7		7 6	
7 7		7 6	
7 7		7 6	
7 7		7 6	
7 7		7 6	
7 7		7 7	
7 8		7 7	
7 8		7 7	
7 8		7 7	
7 8		7 7	
7 8		7 8	
7 9		7 8	

改める。

別表第 8 のウの表の 5 8 の項から 1 3 7 の項までを次のように改める。

5 8	2 2	4 5	5 7
5 9	2 3	4 6	5 8
6 0	2 4	4 6	5 8
6 1	2 5	4 7	5 9
6 2	2 5	4 7	5 9
6 3	2 6	4 8	6 0
6 4	2 6	4 8	6 0
6 5	2 7	4 9	6 1
6 6	2 7	5 0	6 1
6 7	2 8	5 1	6 2
6 8	2 8	5 2	6 2

6 9	2 9	5 3	6 3
7 0	3 0	5 3	6 3
7 1	3 1	5 4	6 4
7 2	3 2	5 4	6 4
7 3	3 3	5 5	6 5
7 4	3 3	5 5	6 5
7 5	3 4	5 6	6 6
7 6	3 4	5 6	6 6
7 7	3 5	5 7	6 7
7 8	3 5	5 8	6 7
7 9	3 6	5 9	6 8
8 0	3 6	6 0	6 8
8 1	3 7	6 1	6 9
8 2	3 7	6 2	6 9
8 3	3 7	6 3	7 0
8 4	3 7	6 4	7 0
8 5	3 8	6 5	7 1
8 6	3 8	6 5	7 1
8 7	3 8	6 6	7 2
8 8	3 8	6 6	7 2
8 9	3 9	6 7	7 3
9 0	3 9	6 7	7 3
9 1	3 9	6 8	7 4
9 2	3 9	6 8	7 4
9 3	4 0	6 9	7 5
9 4	4 0	6 9	7 5
9 5	4 0	7 0	7 6
9 6	4 0	7 0	7 6

9 7	4 1	7 1	7 7
9 8	4 1	7 1	7 7
9 9	4 1	7 2	7 8
1 0 0	4 2	7 2	7 8
1 0 1	4 2	7 3	7 8
1 0 2	4 2	7 3	7 8
1 0 3	4 3	7 4	7 9
1 0 4	4 3	7 4	7 9
1 0 5	4 3	7 5	8 0
1 0 6		7 5	8 0
1 0 7		7 6	8 0
1 0 8		7 6	8 0
1 0 9		7 7	8 0
1 1 0		7 8	8 0
1 1 1		7 9	8 0
1 1 2		8 0	8 0
1 1 3		8 0	8 0
1 1 4		8 0	8 0
1 1 5		8 1	8 0
1 1 6		8 1	8 0
1 1 7		8 2	8 0
1 1 8		8 2	8 0
1 1 9		8 3	8 0
1 2 0		8 3	8 0
1 2 1		8 4	8 0
1 2 2		8 5	8 0
1 2 3		8 6	8 1
1 2 4		8 7	8 1

1 2 5		8 7	8 1
1 2 6		8 8	
1 2 7		8 9	
1 2 8		9 0	
1 2 9		9 1	
1 3 0		9 1	
1 3 1		9 2	
1 3 2		9 2	
1 3 3		9 3	
1 3 4		9 3	
1 3 5		9 4	
1 3 6		9 4	
1 3 7		9 5	

別表第 8 のエの表の 5 8 の項から 1 2 3 の項までを次のように改める。

5 8	2 2	4 5
5 9	2 3	4 6
6 0	2 4	4 6
6 1	2 5	4 7
6 2	2 6	4 7
6 3	2 7	4 8
6 4	2 8	4 8
6 5	2 9	4 9
6 6	3 0	5 0
6 7	3 1	5 1
6 8	3 2	5 2
6 9	3 3	5 3
7 0	3 4	5 3
7 1	3 5	5 4

7 2	3 6	5 4
7 3	3 7	5 5
7 4	3 7	5 5
7 5	3 8	5 6
7 6	3 8	5 6
7 7	3 9	5 7
7 8	3 9	5 8
7 9	4 0	5 9
8 0	4 0	6 0
8 1	4 1	6 1
8 2	4 2	6 2
8 3	4 3	6 3
8 4	4 4	6 4
8 5	4 5	6 5
8 6	4 5	6 5
8 7	4 5	6 6
8 8	4 6	6 6
8 9	4 6	6 7
9 0	4 6	6 7
9 1	4 7	6 8
9 2	4 7	6 8
9 3	4 7	6 9
9 4	4 8	6 9
9 5	4 8	7 0
9 6	4 8	7 0
9 7	4 9	7 1
9 8		7 1
9 9		7 2

1 0 0		7 2
1 0 1		7 3
1 0 2		7 3
1 0 3		7 4
1 0 4		7 4
1 0 5		7 5
1 0 6		7 5
1 0 7		7 6
1 0 8		7 6
1 0 9		7 7
1 1 0		7 8
1 1 1		7 9
1 1 2		8 0
1 1 3		8 0
1 1 4		8 0
1 1 5		8 1
1 1 6		8 1
1 1 7		8 2
1 1 8		8 2
1 1 9		8 3
1 2 0		8 3
1 2 1		8 4
1 2 2		8 5
1 2 3		8 6

付 則

この規則は、令和6年12月23日から施行し、改正後の別表第8のアの表からエの表までの規定は、令和6年4月1日から適用する。